

HACHIOJI LIBRARY 2022

八王子市の図書館

2022



I 概要

1	図書館の歩み	2
2	機構・組織（令和4年4月1日現在）	4
3	人員体制（令和4年4月1日現在）	4
4	施設概要	5
5	予算（令和4年度）	14
6	利用案内	15

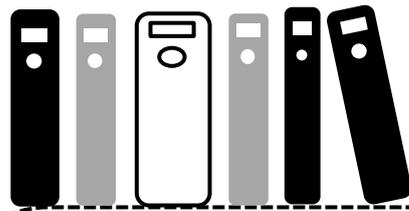
II 事業実施状況

1	実施状況 基本方針① すべての世代への切れ目ない読書活動支援	20
2	実施状況 基本方針② つながりによるサービスの展開	26
3	実施状況 基本方針③ だれもが快適に読書に親しめる環境の整備	30
4	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策	34

III 統計

1	蔵書資料	36
2	年間受入・除籍数	37
3	登録者数	38
4	貸出数	39
5	予約・リクエスト	40
6	レファレンス受付件数	40
7	電子書籍サービスの利用状況	40
8	障害者資料の貸出	40
9	相互貸借件数	41
10	開館日数・入館者数	42
11	統計推移	43
12	（参考）図書館指標の推移	44
13	（参考）他市図書館との比較	45

IV 関連法規等



I 概要

I 概要

- 1 図書館の歩み
- 2 機構・組織
- 3 人員体制
- 4 施設概要
- 5 予算
- 6 利用案内

I 概要



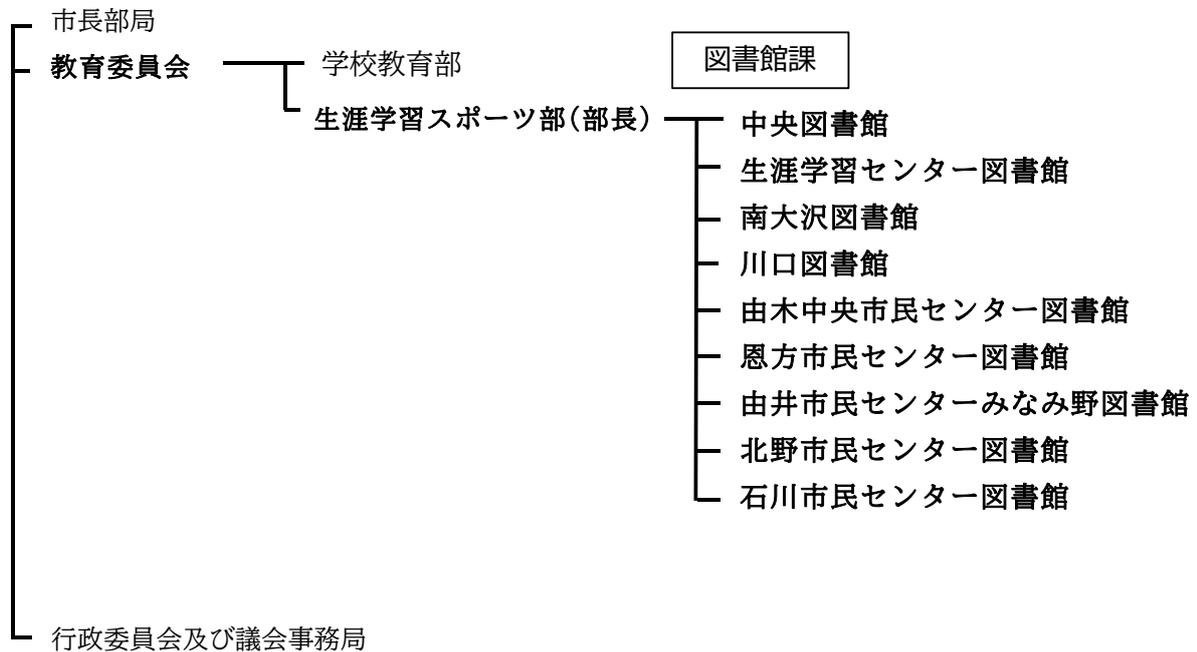
1 図書館の歩み

元号	年月日・年度	事業実施内容	計画		
明治	44年9月	日韓併合記念として、八王子町立図書館開館（天神町）			
大正	6年9月1日	市政施行に伴い、八王子市立図書館に名称変更			
	12年9月	関東大震災により、図書館建物を警備憲兵隊に提供し、仮閲覧所を第四尋常小学校に開設			
	13年3月	旧館（天神町）に戻る			
	14年6月	新館落成（13年12月より建設開始）			
昭和	20年8月2日	八王子大空襲により図書館消失			
	20年9月	第八国民学校で図書館活動再開			
	21年10月	第六小学校に移転			
	22年12月	第七小学校に移転			
	29年4月	上野町金剛院境内に新館落成			
	30年1月	図書館を東京都に移管し、東京都立八王子図書館に名称変更			
	48年11月5日	移動図書館車「青い鳥号」による巡回サービスを市内17か所で開始			
	48年12月	都立八王子図書館が上野町から東町に移転			
	51年7月	「青い鳥2号」増車			
	53年9月	「青い鳥3号」増車し、市内87か所を巡回 都立八王子図書館の移動図書館車「むらさき号」廃止			
	59年8月31日	八王子市中央図書館竣工			
	60年1月27日	八王子市中央図書館開館			
	62年3月31日	都立八王子図書館閉館			
	63年8月	夜間開館開始（水・木曜日の午後7時）			
	平成	7年4月		「青い鳥号」の巡回箇所を67か所に減らす	
8年10月1日		八王子市中央図書館条例を八王子市図書館条例に改称。 八王子市南大沢図書館開館			
8年10月		夜間開館延長（水・木曜日の午後8時） 移動図書館車「青い鳥2号」廃車			
9年4月1日		八王子市川口図書館開館			
11年10月1日		八王子市生涯学習センター図書館開館			
11年10月		「青い鳥号」の巡回地55か所となる。			
13年4月1日		祝日開館実施（月曜日を除く）			
14年		中央図書館に学校貸出用図書（調べ学習用図書）を配置			
14年4月3日		相模原市との相互利用開始			
15年1月17日		図書館コンピュータ新システム稼働 ホームページで蔵書検索サービス開始 リクエスト連絡をメールで開始			
15年1月		保健センターにて3歳児健診読み聞かせ開始			
15年3月		「八王子市子ども読書活動推進計画」を策定			
15年4月1日		市民センター地区図書室とネットワーク開始 （地区図書室での図書館資料受取り開始と地区図書室へのメール便週1回、蔵書検索用パソコン配置、新刊希望図書の充実、地区図書部員スキルアップ研修） 障害者等への宅配サービス開始			
15年6月1日		障害者宅配サービス開始			
15年7月1日		中央図書館、生涯学習センター図書館で通年開館開始 中央図書館の自習室開放開始			
15年9月		「青い鳥号」廃止			
15年11月		相模湖町・藤野町との広域利用開始			
16年1月30日		ホームページで図書館予約サービス開始			
16年2月		八王子千人塾開始			
16年3月		「読書のまち八王子推進構想」を策定し、「生涯読書活動推進計画」を策定し、前年度に策定した「子ども読書活動推進計画」と合わせ、「（第一次）読書のまち八王子推進計画」とする。			
平成		16年6月		生涯学習センター図書館に、ビジネス情報コーナー設置	第1次計画
		16年7月		夏休み中学生ボランティア受け入れ開始	
		17年		「おなかの赤ちゃんに絵本を楽しんで」ビデオとDVD作成 教員パワーアップ研修との連携開始	
	17年6月	地域子ども家庭支援センターみなみ野に絵本図書館を開設			
	17年7月	第一回読書感想画コンクール実施			
17年10月	秋の読書週間にちなみ、「としよかん祭り」を開催				

I 概要

元号	年月日・年度	事業実施内容	計画
平成	18年	中央図書館に、学校貸出用図書（学級文庫）を配置	第1次計画
	18年7月1日	北野市民センター地区図書室を中央図書館北野分室として開室	
	18年7月	夏休み期間、午前9時30分開館開始（～8月31日）	
	18年10月27日	「はちおうじ読書の日」（10月27日）、「読書のすすめ」制定	
	18年10月	読書のまち八王子ロゴマーク「るりちゃん」、キャッチコピー「いつでも、どこでも、本はともだち」決定	
	19年2月1日	南大沢図書館・川口図書館 通年開館実施	
	19年2月7日	京王線沿線7市図書館連携協議会開催 （八王子市・府中市・調布市・町田市・日野市・多摩市・稲城市）	
	19年2月25日	中央図書館に貸出機確認装置（BDS）を設置	
	19年4月1日	地区図書室への交換便週2回運行を開始	
	19年4月10日	団塊世代への情報発信コーナー開設（～20年3月31日）	
	19年7月1日	貸出制限制度・更新制度（5年更新）を開始	
	19年8月7日	図書館協議会を生涯学習審議会に統合し、第1回会議を開催	
	19年10月28日	町田市との図書館相互利用開始	
	20年4月1日	京王線沿線7市図書館連携開始（八王子市・府中市・調布市・町田市・日野市・多摩市・稲城市） 第一次読書のまち八王子推進計画（16～20年）を1年延長する。 ブックスタート事業開始	
	20年6月1日	図書館ホームページ改定、サーバー増強 法律情報サービス開始	
	20年8月1日	あきる野市と図書館相互利用開始	
	22年3月	都からの多摩地域資料の受け入れ 出張図書館（老人ホーム）試行開始	
	22年4月	学校図書館サポート事業開始（重点校への支援）	
	22年9月	「絵本図書館みなみちゃん」、由井市民センターみなみ野分館地区図書室開設に伴い、地域子ども家庭支援センターへ移管	第2次計画
	22年11月	由井市民センターみなみ野分館地区図書室開室	
	22年11月3日	2010年国民読書年記念講演「八王子読書フォーラム」実施	
	22年12月	八王子市小学校PTA連合会主催「第一回読書のまち八王子推進コンクール」開催	
	22年12月1日	図書館から小中学校への調べ学習用図書等の学校図書館支援サービス（配送便）開始	
	23年4月	図書館システム更新 （検索システム・ホームページ・リクエストシステム等改修 ホームページに音声読み上げ機能を設置、外国語（中国語、韓国語、英語）の利用案内掲載、こどものページを設置） 八王子駅前事務所に図書館資料の返却ポストを設置	
	24年4月	学校図書館支援サービス（配送便開始）専属の嘱託員を1名中央図書館に配属 図書館ホームページに市民が利用できる大学図書館データをリンク 視覚障害者向けの音訳資料の新規作成をテープからデジタルへ移行 北野分室に図書館資料の返却ポストを設置	
	24年9月	学校図書館サポーター（読書推進担当）を小中学校へ週1回派遣開始	
	24年11月	学校図書館専用ページ（学校職員用）を図書館ホームページに開設 第一回読書感想文コンクールを東京西ロータリークラブと共催で開催し、中学生の入賞者を海外友好交流都市である台湾高雄市へ派遣（H25年3月）	
	25年3月	字幕・手話入り図書館利用案内DVDを作成し閲覧開始	
	25年4月	図書館こどもまつりを全館で開催（前年までは中央館だけで開催）	
	26年6月	国会図書館デジタル化資料の閲覧複写サービス開始（中央図書館・生涯学習センター図書館）	
	27年10月	中央図書館みなみ野分室開室	
	30年4月	図書館システム更新 電子書籍利用開始 図書館利用カードとマイナンバーカードの連携開始	
30年6月	中央図書館北野分室を北野市民センター図書館に、中央図書館みなみ野分室を由井市民センターみなみ野図書館に、改名	第3次計画	
30年10月	恩方市民センター図書館開館		
31年3月	八王子駅南口集いの拠点整備基本計画の策定		
31年4月	学校図書館システムの導入		
令和	元年7月1日	石川市民センター図書館の開館	第4次計画
	元年7月16日	郵便局との包括連携事業の開始	
	元年12月1日	由木中央市民センター図書館の開館	
	2年4月1日	ブックポストの増設（高尾・めじろ台・八王子駅北口・医療センター）	
	2年3・4・5月	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため緊急事態宣言が発令され、休館 （3月28・29日、4月4・5日、4月8日～5月31日）	
	2年6月1日	オーディオブック配信サービス開始	
	2年7月1日	図書除菌機設置（中央・生涯館各2台、南大沢・川口館各1台）	
	2年10月24日	パークライブラリーin南大沢開館	
	3年4月1日	ナクソス・ミュージック・ライブラリー導入	
	3年8月	第一回のPOPコンテスト開催	
4年3月	図書除菌機設置（由木中央・恩方・みなみ野・北野・石川 市民センター図書館各1台）		

2 機構・組織(令和4年4月1日現在)



3 人員体制(令和4年4月1日現在) ※ただし配分人数で表記

	中央	生涯	南大沢	川口	由木中央	恩方	みなみ野	北野	石川	合計
正規職員	22(4)	8(2)	4(0)	4(2)	/	/	/	/	/	38(8)
専門職	37(32)	24(24)	13(12)	5(5)	2(2)	2(2)	2(2)	2(2)	2(2)	89(83)
計	59(36)	32(26)	17(12)	9(7)	2(2)	2(2)	2(2)	2(2)	2(2)	127(91)

※ 中央図書館に管理職(3名)を含む

※ 「専門職」は会計年度任用職員(専門職)を指す

※ ()は司書資格保有者内書

4 施設概要

中央図書館 (昭和60年1月開設)

〒193-0835 八王子市千人町三丁目3番6号 ☎664-4321

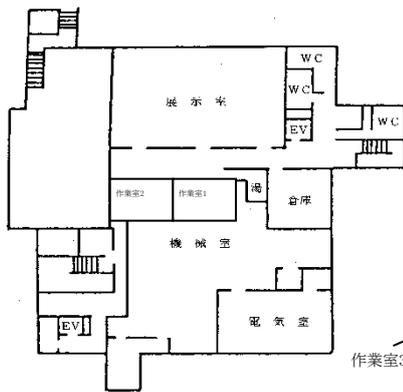
SRC造 3F (地下1) 5,581.4㎡

地下1階	展示室	193.0㎡
	倉庫	45.2㎡
	機械室	228.1㎡
	電気室	79.6㎡
	作業室1	17.1㎡
	作業室2	16.1㎡
1階	一般図書・児童図書コーナー	865.3㎡
	書庫	512.2㎡
	事務室	83.5㎡
	作業室3	11.5㎡
	作業員控室	20.4㎡
	倉庫	15.4㎡
2階	レファレンスコーナー	296.9㎡
	閲覧室	33.1㎡
3階	視聴覚・視聴障害者コーナー	109.8㎡
	視聴覚ホール	107.1㎡
	資料室	40.9㎡
	事務室	156.7㎡

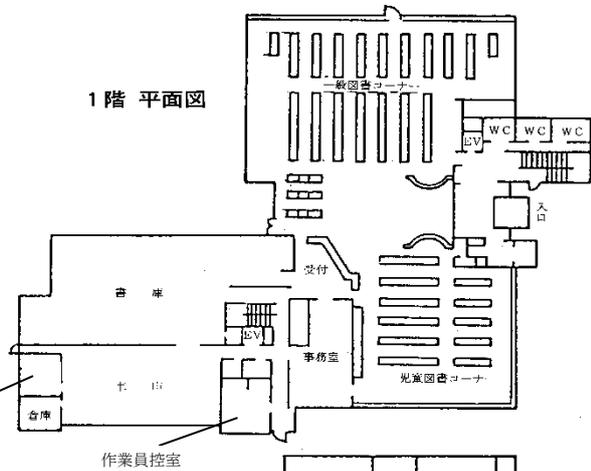


車庫	158.7㎡	調べ学習室	85.1㎡
新聞・雑誌コーナー	225.8㎡	事務室	74.4㎡
書庫	331.5㎡	第一・二会議室	80.8㎡
		朗読室1・2	10.7㎡
		特別会議室	35.3㎡

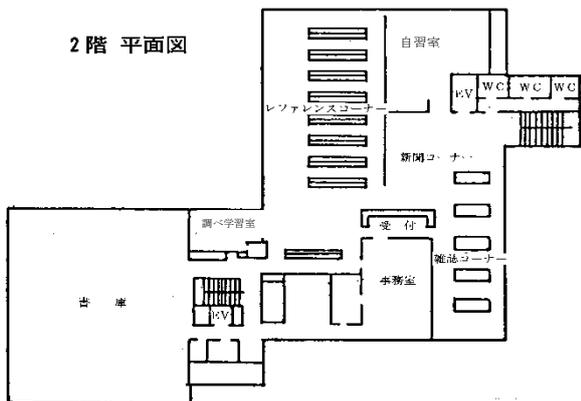
B1階 平面図



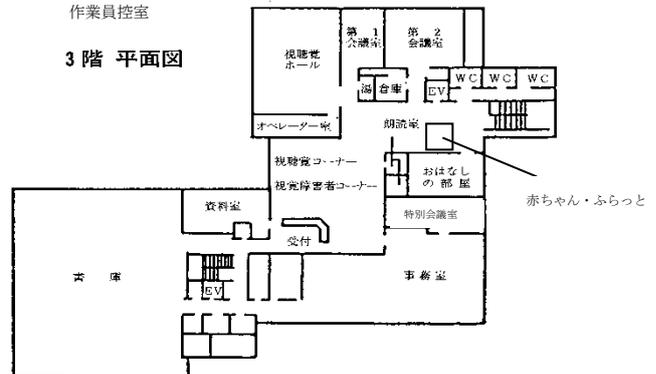
1階 平面図



2階 平面図



3階 平面図



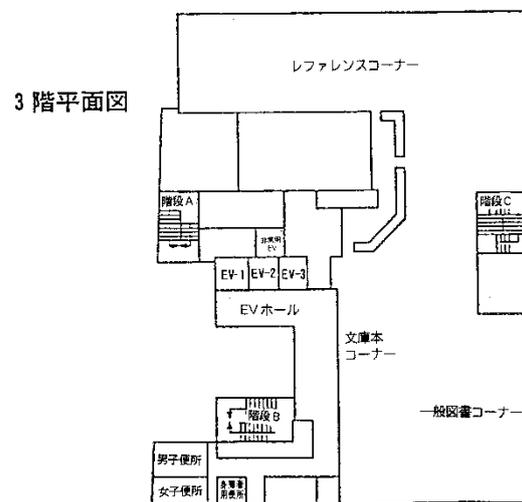
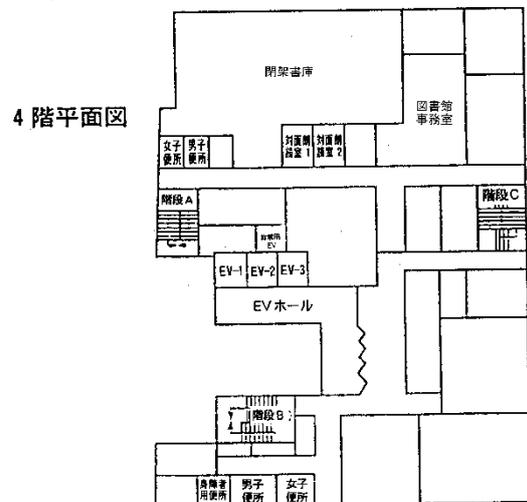
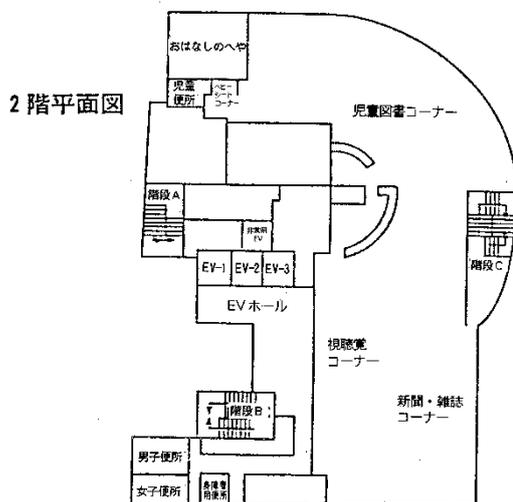
I 概要

生涯学習センター図書館 (平成11年10月開設)

〒192-0082 八王子市東町5番6号 クリエイトホール内 ☎648-2233

SRC造 クリエイトホール内2・3・4F 2,038.98㎡

1F	ブックポスト	3.73㎡
2F	おはなしの部屋	33.49㎡
	児童図書／新聞・雑誌／	
	視聴覚資料コーナー	630.95㎡
	事務・作業室	50.43㎡
	倉庫	24.87㎡
	児童便所	6.82㎡
	その他	35.01㎡
3F	一般図書コーナー	490.63㎡
	レファレンスコーナー	253.37㎡
	事務・作業室	77.11㎡
	倉庫	8.47㎡
	その他	35.01㎡
4F	閉架書庫	199.91㎡
	対面朗読室1・2	19.93㎡
	事務・作業室	131.15㎡
	コンピュータールーム	9.87㎡
	その他	28.22㎡

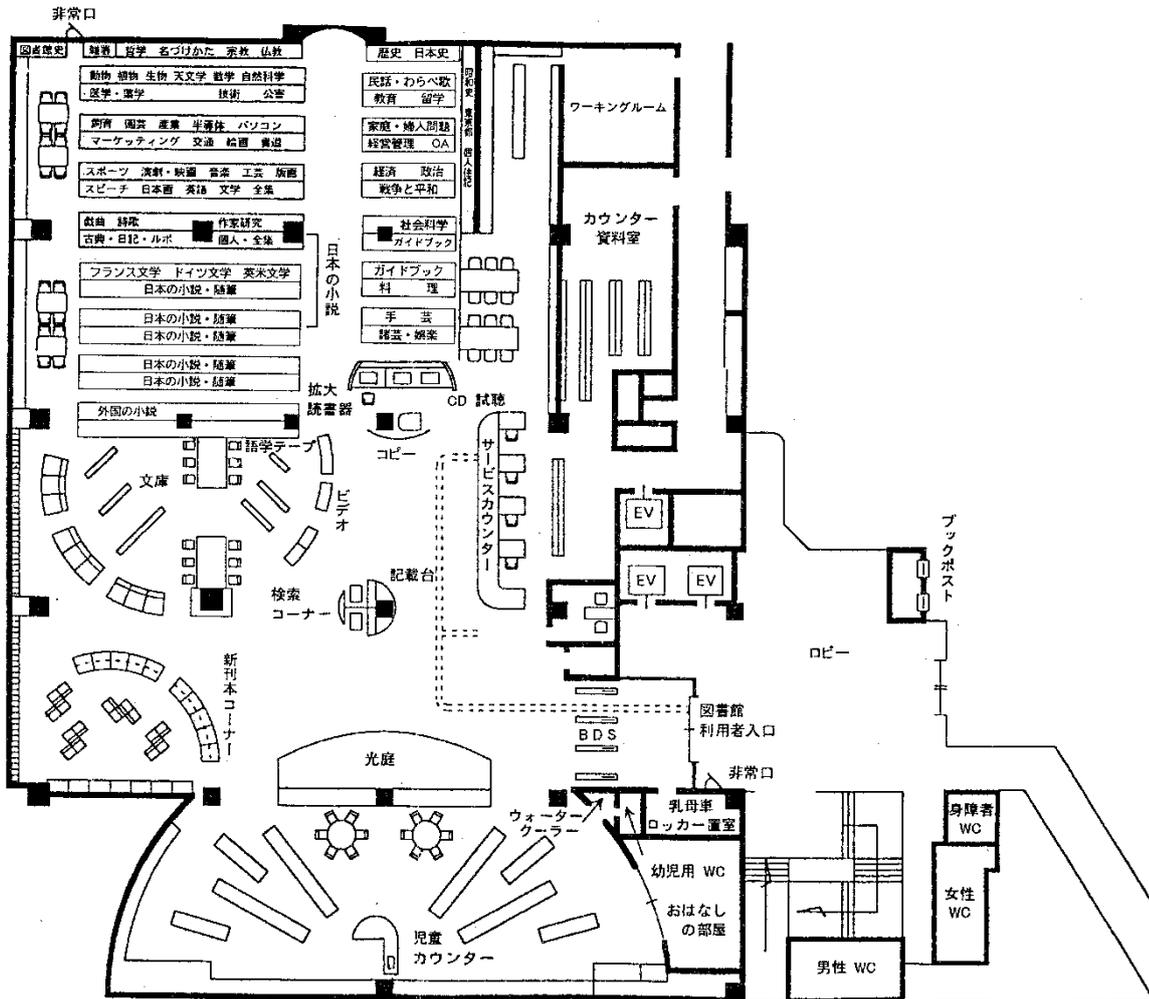


I 概要

南大沢図書館 (平成8年10月開設)

〒192-0364 八王子市南大沢二丁目27番地 フレスコ南大沢内 ☎679-2201

SRC造 BF1	1,675㎡
一般図書コーナー	489.0㎡
レファレンスコーナー	110.0㎡
ヤングアダルトコーナー	
AVコーナー	77.0㎡
新聞・雑誌コーナー	102.0㎡
児童図書コーナー	178.0㎡
おはなしの部屋	41.0㎡
対面朗読室	6.9㎡
事務室	125.7㎡
職員休憩室	28.1㎡
ワーキングルーム	33.3㎡
カウンター資料庫	33.6㎡
書庫	224.8㎡

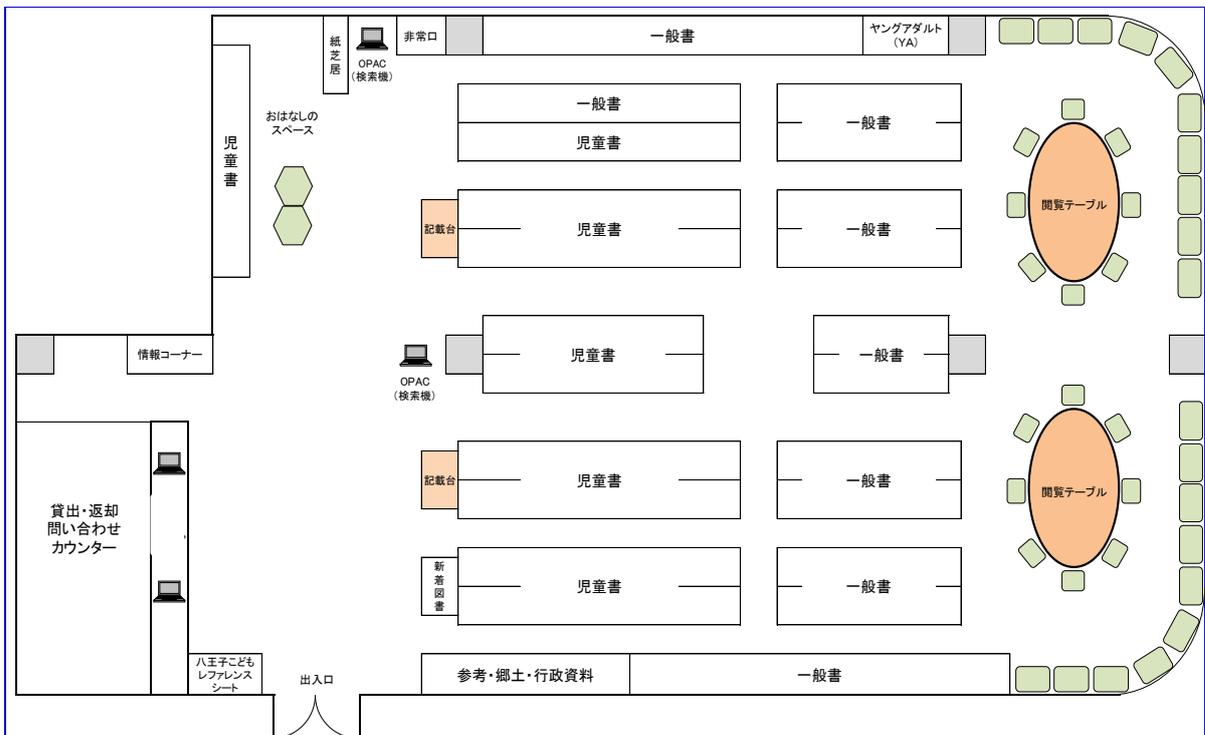


I 概要

由木中央市民センター図書館 (令和元年12月開設)

〒192-0372 八王子市下柚木二丁目10番地6 ☎676-1880

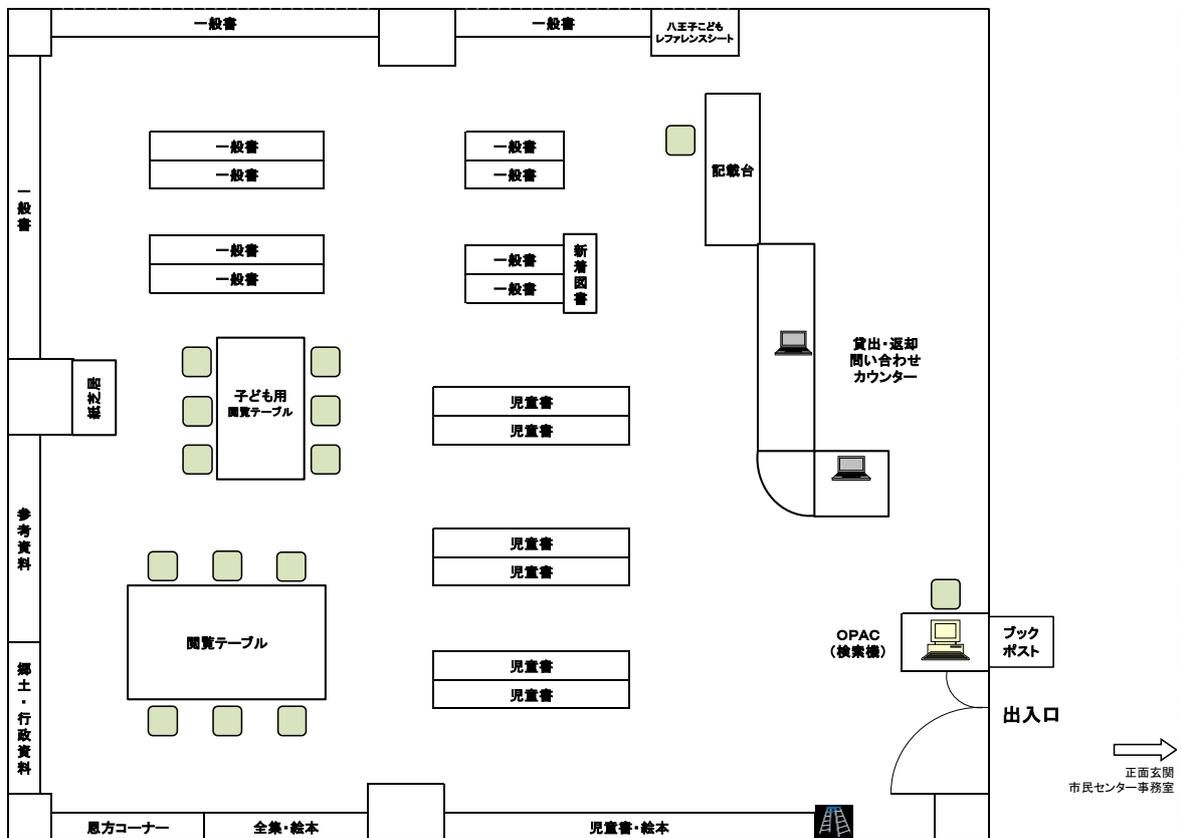
RC造 2階建2階部分 174㎡



I 概要

恩方市民センター図書館 (平成30年10月開設)
 〒192-0153 八王子市西寺方町260番地4 ☎651-6211

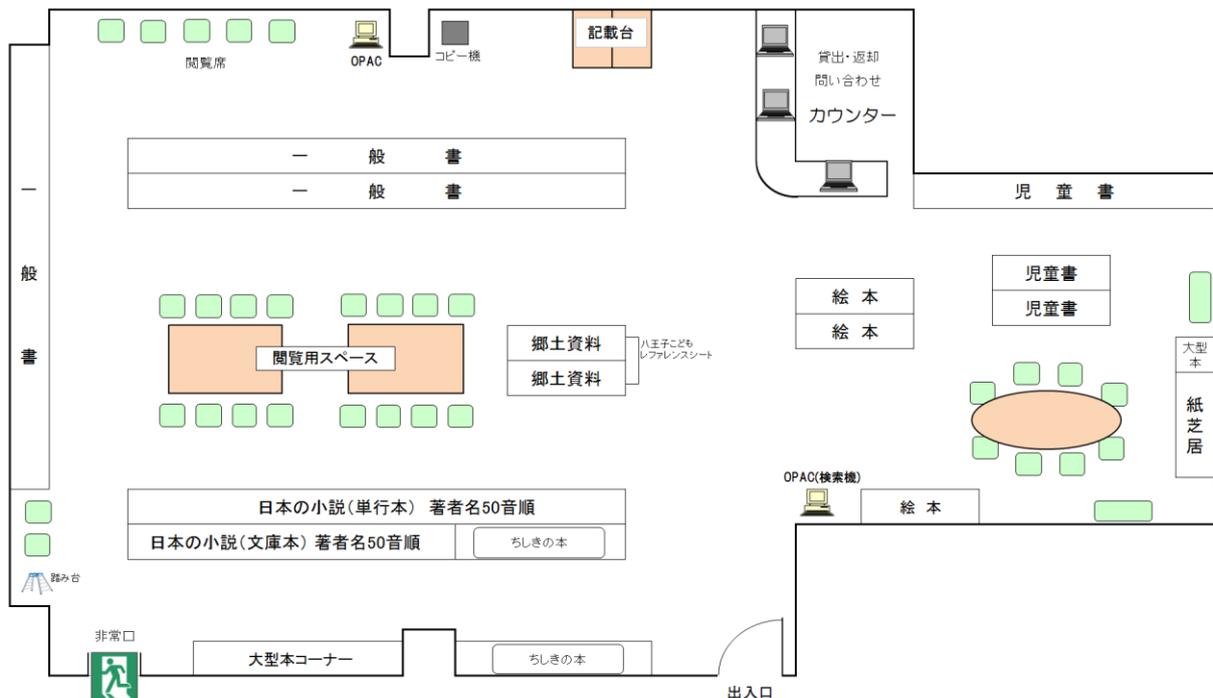
RC造 (一部S造) 2階建1階部分 119㎡



I 概要

由井市民センターみなみ野図書館 (平成27年10月開設、平成30年6月名称変更)
〒192-0916 八王子市みなみ野一丁目7番1号片柳学園 第3学生会館2階 ☎637-3150

RC造 11階建2階部分 195㎡

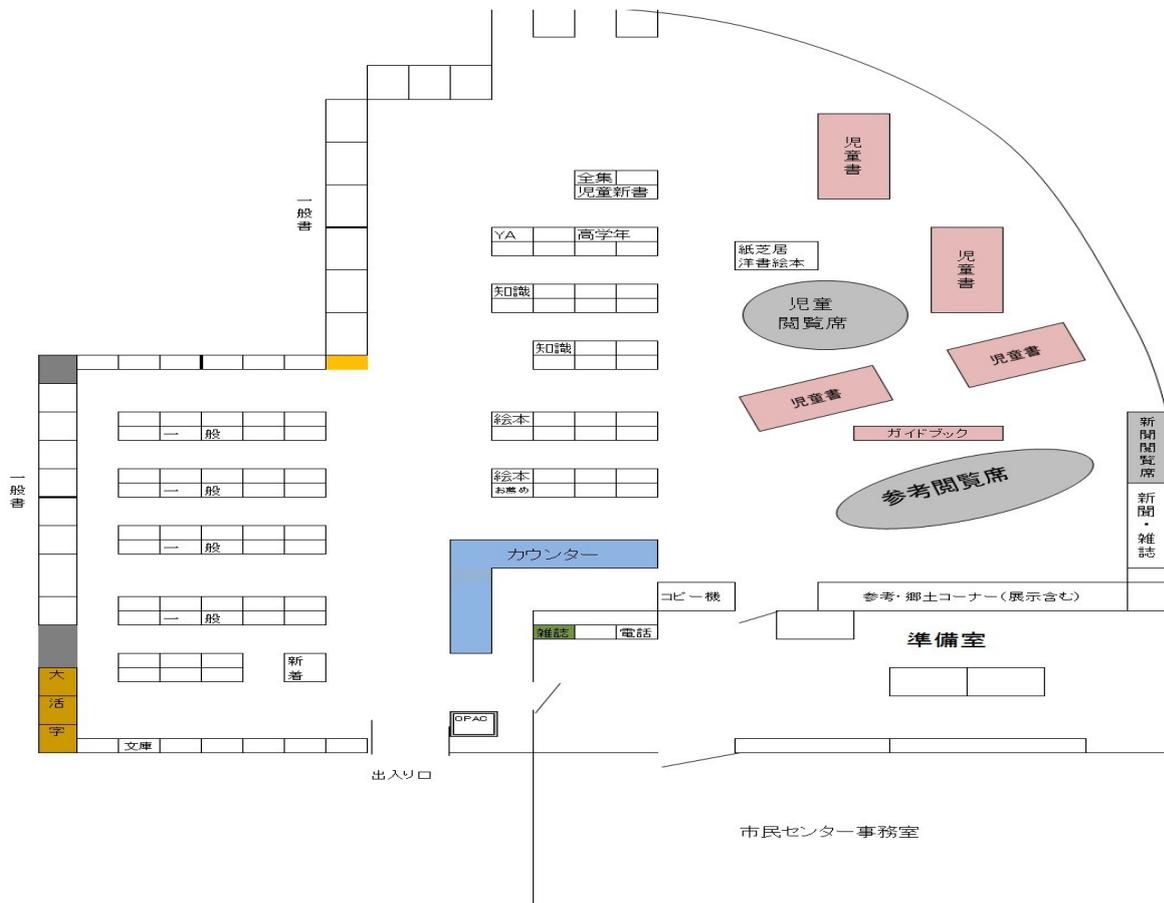


I 概要

北野市民センター図書館 (平成18年7月開設、平成30年6月名称変更)

〒192-0906 八王子市北野町545番地3 きたのタウンビル7階 ☎642-1350

RC造 9階建7階部分 301㎡

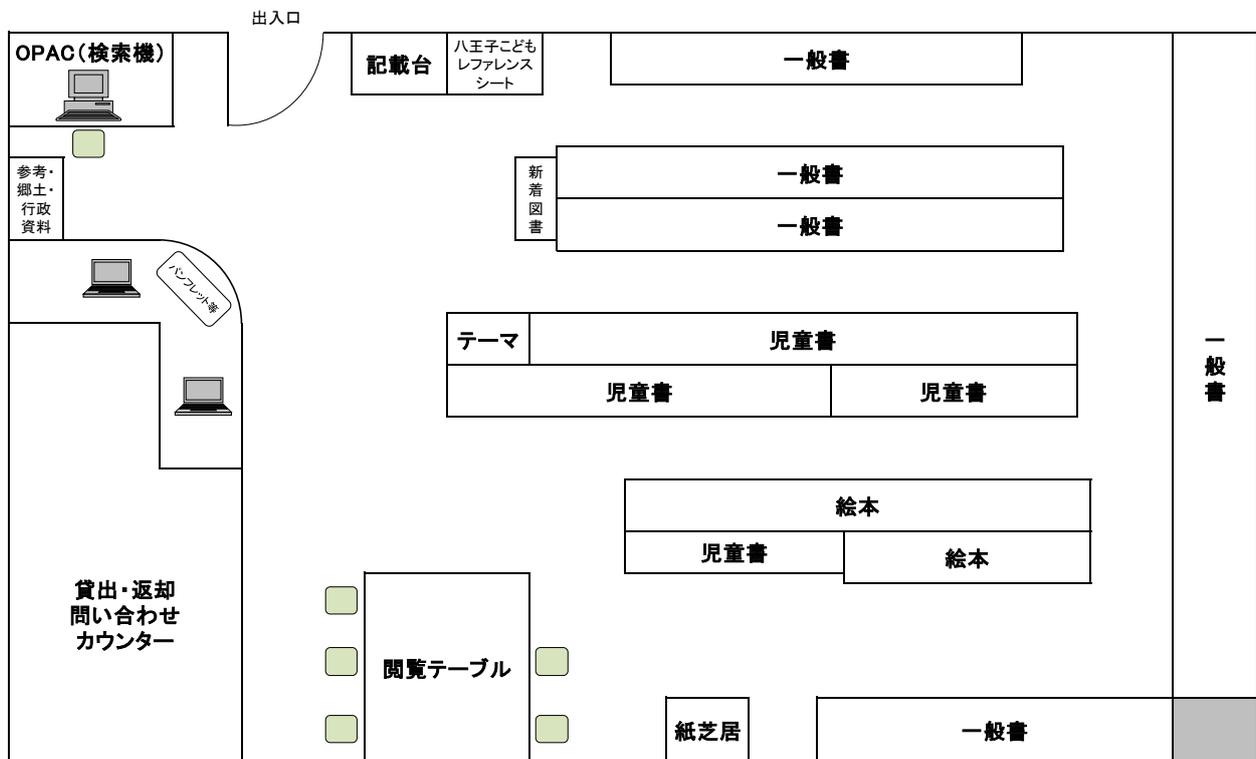


I 概要

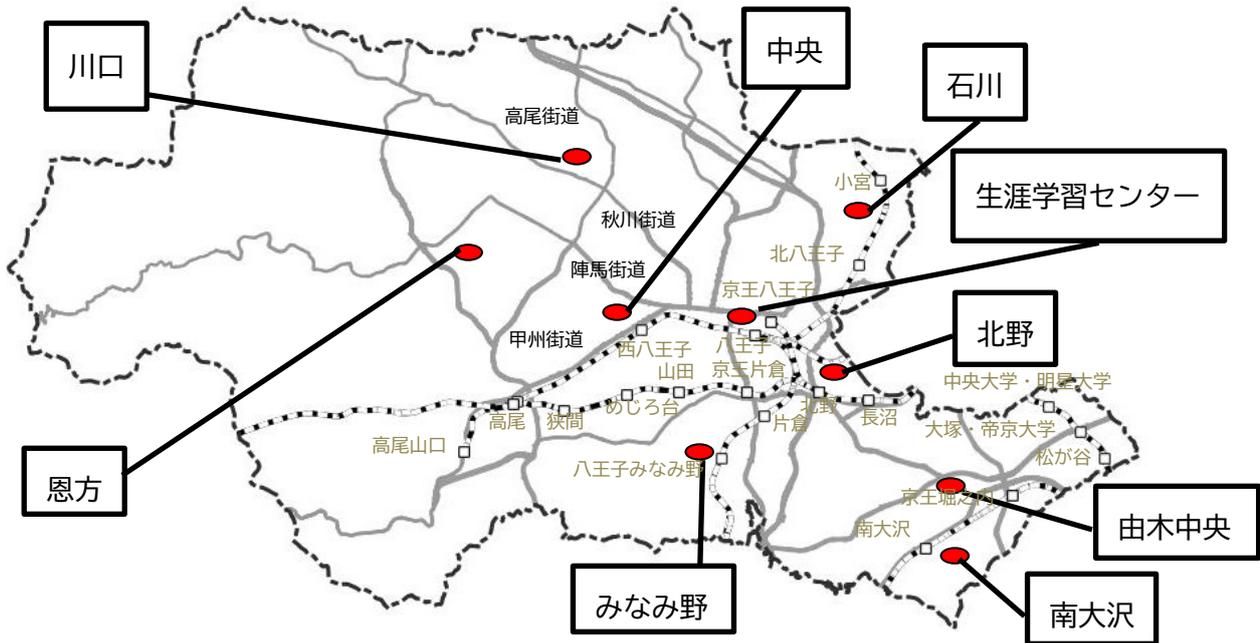
石川市民センター図書館 (令和元年7月開設)

〒192-0032 八王子市石川町438番地 ☎656-0666

RC造 (一部S造) 2階建1階部分 71㎡



施設配置図



5 予算(令和4年度)

一般会計規模		208,300,000千円
	└─ うち教育費	20,435,658千円
	└─ うち生涯学習費	2,582,987千円
	└─ うち図書館費	817,594千円
	└─ うち資料購入費	70,233千円

6 利用案内

カードを作る(利用者登録)

- ・利用者登録をすると、貸出・予約などのサービスを受けられます。
(ホームページや館内OPACで資料の予約をするためのパスワードを発行します。)

カードを作れる方(必ずご本人がお越しください)

- ・八王子市在住・在勤・在学の方
- ・府中市・調布市・町田市・日野市・多摩市・稲城市・あきる野市・相模原市に在住の方

必要な書類

- ・中学生以上の方は、住所・氏名・生年月日が確認できる書類
(免許証・保険証・学生証など)をお持ちください。
- ・在勤・在学の方はその確認ができる書類も必要です。

- ・カードの有効期間は5年間です。5年ごとに更新手続きが必要です。
- ・住所など登録事項に変更があったときは、すみやかにお知らせください。
- ・マイナンバーカードを利用者カードとして使用することもできます。別途、手続きが必要です。

借りる

資料の種類	貸出点数	貸出期間	予約上限
本・雑誌	10点まで	2週間	30点 (取り置き期間 2週間)
視聴覚資料	3点まで	2週間	10点 (取り置き期間 2週間)

- ・お持ちの端末からインターネット上で利用できるデジタルコンテンツもあります。

サービス名称	内容		
電子書籍 (市内在住・在勤・在学の方のみ)	貸出点数 2点まで	貸出期間 2週間	予約上限 2点 (取り置き期間 3日間)
オーディオブック	図書館のホームページ上で声優やナレーターが朗読する音声コンテンツです。		
ナクソス・ミュージック・ライブラリー (市内在住・在勤・在学の方のみ)	クラシック音楽を中心としたインターネット音楽配信サービスです。		

延長する

- ・ 1回に限り、お申し出いただいた日から2週間の延長ができます。
利用者カードを持ってご来館いただくか、電話でお知らせください。
(返却期限日が過ぎている資料、予約が入っている資料は除きます。)
- ・ 館内OPAC・図書館ホームページからも延長できます。
- ・ 都立図書館等、市外の図書館から取り寄せた資料については、ご相談ください。

返す

- ・ 図書館の窓口・ブックポスト・返却ボックスで返せます。

資料の種類	窓口	ブックポスト	返却ボックス
本	○	○	○
雑誌	○	○	×
視聴覚資料	○	×	×
市外の図書館から取り寄せた資料	○	×	×

- ・ 市内の図書館に設置のブックポストは閉館時にご利用ください。
- ・ 返却ボックスの設置場所

◆施設営業時間中のみ利用可能

長房ふれあい館、市役所本庁舎1階ロビー、八王子駅南口総合事務所(サザンスカイタワー4階)、
八王子駅北口地下通路、八王子医療センター入口、市内の郵便局内

◆24時間利用可能

高尾名店街入口、めじろ台駅前郵便局、南多摩病院

- ・ 返却期限日から1か月を過ぎても資料の返却がない場合は、新たな貸出や予約ができません。延滞のないようご利用ください。
- ・ 紛失・汚損・破損してしまった場合は、弁償していただく場合がございます。

蔵書検索

- ・ 八王子市図書館が所蔵している資料を図書館ホームページや館内OPACで検索できます。

資料の予約・リクエスト

- ・市内の図書館にある資料を予約することができます。
窓口、図書館ホームページ、館内OPAC、電話で受け付けています。
- ・八王子市図書館に所蔵がない本や雑誌のリクエストは、八王子市に在住・在勤・在学の方のみご利用いただけます。窓口、電話で受け付けています。
- ・予約した資料が用意できたとき、ご希望の方にはEメールでお知らせしています。
メールアドレスは、図書館ホームページや館内OPACからご登録いただけます。

他市の図書館を利用できます(広域利用)

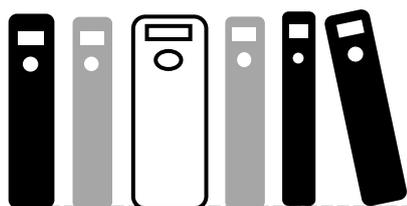
- ・八王子市民の方は、府中市・調布市・町田市・日野市・多摩市・稲城市・あきる野市・相模原市の図書館を利用することができます。(各市の図書館で利用者登録が必要です)

地区図書室でも図書館資料の予約などができます

- ・市民センター等の地区図書室でも、雑誌・視聴覚資料を除く図書館資料の返却・予約などができます。
- ・地区図書室の開室時間やご利用方法は、窓口で配布している「地区図書室等のご案内」をご覧ください。

いろいろな図書館サービス

- ・調べものに適した参考図書コーナーや、郷土資料コーナーがありますのでご活用ください。
- ・知りたいことがあるときや、調べ方がわからないときは図書館員がお手伝いします。お気軽にお声がけください。(レファレンスサービス)
- ・図書館の所蔵資料に限り、著作権の範囲内でコピーすることができます。(有料)
- ・毎月子ども向けのおはなし会を開いています。
- ・目の不自由な方へボランティアが対面朗読を行います。
- ・点字図書・録音図書(DAISY)を貸し出ししています。
- ・来館が困難な障害のある方や寝たきりの方へ、図書の宅配を行っています。
- ・耳の不自由な方向けに、手話・字幕付き利用案内DVD等や、筆談器を用意しています。



Ⅱ 事業実施状況

Ⅱ 事業実施状況

- 1 実施状況 基本方針① すべての世代への切れ目ない読書活動支援
- 2 実施状況 基本方針② つながりによるサービスの展開
- 3 実施状況 基本方針③ だれもが快適に読書に親しめる環境の整備
- 4 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策

Ⅱ 事業実施状況



1 実施状況 基本方針① すべての世代への切れ目ない読書活動支援



第4次読書のまち八王子推進計画では3つの基本方針のもと施策を展開していきます。基本方針①として「すべての世代への切れ目ない読書活動支援」を掲げています。乳幼児から高齢者まですべての世代が、生涯にわたって読書を楽しみ、読書を通して学び、心豊かな人生を送れるよう、発達段階や多様な生活スタイルに応じた、自主的な読書活動を支援するとともに、グループでの読書活動や多世代の交流を促す読書活動を支援していきます。

施策の方向性(対象年代)を乳幼児、小・中学生、高校生、大学生等、社会人、高齢者と区分けし、各世代に向けた施策を展開しています。

乳幼児

◆ブックスタート事業

- ・各保健福祉センターの「産婦・3か月から4か月児健康診査」会場で読み聞かせを行い、乳児向け図書・行政資料等のブックスタート・パックを渡す。
- ・他方、感染症対策あるいは育児のために来館が難しい保護者のために出張利用者登録を開始。非来館型サービスの利用促進を図った。

区 分		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
開催回数(回)				72	42	72
参加者数(名)		3,311	3,306	3,040	2,329	2,917
市民ボランティア参加者数(名)		329	318	294	中止	中止
出張利用者登録 の件数(件)	中央図書館	—	—	—	—	310
	生涯学習センター図書館	—	—	—	250	548
	南大沢図書館	—	—	—	225	422

(参考)

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
0歳児人口(各年度3月31日現在)	3,345	3,302	3,129	2,897	2,976

II 事業実施状況

◆3歳児健診読み聞かせ参加者数

- ・各保健福祉センターの「3歳児健康診査」会場で幼児と保護者に対し、絵本やお話などに親しめる機会を提供する。令和2・3年度は3歳児健診自体が新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

区 分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
参加者数	3,780	3,831	3,317	中止	中止

(参考)

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
3歳児人口(各年度3月31日現在)	4,098	4,117	3,887	3,670	3,628

◆こどもおはなし会参加者数

- ・児童・幼児に対して、本に親しむ機会を提供するとともに、読書習慣の育成を図ることを目的に、絵本等の読み聞かせ、紙芝居、ストーリーテリング(素話)、遊戯(指遊び・歌・ゲーム)等を行う。
- ・職員及びボランティアにより実施。

区 分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
					人数	回数
中央図書館	318	586	693	46	243	35
生涯学習センター図書館	293	322	317	中止	180	8
南大沢図書館	699	692	841	151	449	19
川口図書館	603	418	308	中止	93	10
計	1,913	2,018	2,159	197	965	72

※2年度の南大沢図書館にはパークライブラリーでの開催を含む。

小中学生

◆市立小・中学校への団体貸出利用実績

- ・中央図書館と学校図書館サポートセンター(指導課)とが連携し、市内小中学校の学校図書館(図書室)へ資料の貸出により小中学校の事業や児童・生徒の読書活動の支援を目的とする事業。
- ・教室に常置し利用するための「学級文庫用」、調べ学習で活用するための「授業補助用」の2種類がある。

区 分		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
利用校数(校)		98	94	88	85	76
貸出冊数(冊)	学級文庫	20,540	19,080	21,930	22,199	23,400
	調べ学習	12,454	12,270	10,215	7,436	6,723
	計	32,994	31,350	32,145	29,635	30,123

◆一日図書館員参加者数

- ・小学生向け、中高生向けを設定。図書館の仕組みを学び、仕事を体験しながら図書館への理解を深める。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催を中止。

区 分		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
生涯学習センター図書館		41	59	60	中止	中止
南大沢図書館		44	54	53		中止
川口図書館		18	20	26		17
計		103	133	139		17

単位(名)

◆としょかんたんけんたい参加者数(生涯学習センター図書館)

- ・小学1年～3年生対象。講義や遊びを通じて図書館のしくみや本の探し方を学び、図書館への利用につなげる。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催を中止。3年度はバックヤードツアーとして開催した。

区 分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
参加者数	43	41	49	中止	47

単位(名)

Ⅱ 事業実施状況

◆本のPOPコンテスト

- ・小学生から大学生対象。本を題材にした小さな広告のコンテストを行う。読書体験を通じた感動の表現やその伝達により、豊かな人間性を育み、また読書習慣を身につけるきっかけとする。また、図書館等でPOPの展示を行うことで、アクティブラーニングの機会を創出している。

単位(点)

区 分	3年度
応募作品数	4,122
入賞作品数	40

◆職場体験学習・施設見学・職場訪問の受け入れ(令和3年度)

- ・見学や体験を通して、図書館が身近な存在であることを知ってもらう取組。
- ・職場体験・職場訪問は主に中学生対象。施設見学は主に小学生を対象としている。

	中央		生涯		南大沢		川口	
	回数(回)	人数(名)	回数(回)	人数(名)	回数(回)	人数(名)	回数(回)	人数(名)
職場体験学習	4	10	3	8	0	0	2	9
施設見学	4	201	2	238	4	244	12	291
職場訪問	2	6	0	0	5	9	0	0
合 計	10	217	5	246	9	253	14	300

	北野	
	回数(回)	人数(名)
職場体験学習	0	0
施設見学	3	135
職場訪問	0	0
合 計	3	135

Ⅱ 事業実施状況

高校生から社会人

◆自習室の開放(中央図書館・令和3年度)

・3階視聴覚ホールを図書館事業で使わない時間に自習室として開放。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため席数を削減している。

	年間
利用者数(名)	9,366
日数(日)	277

◆高校生・大学生ボランティアの受け入れ

・図書館業務に携わることにより、社会参加を学習する場を提供する。令和2・3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

Ⅱ 事業実施状況

高齢者

◆千人塾

・図書館の情報提供能力を生かし、高齢者が調査や研究できる場所を提供し、生涯学習を支援する。作成する研究成果冊子「いちよう街道」は図書館の蔵書としている。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

区分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
塾生数(名)	10	8	10	中止	7
講座開催回数(回)	1	1	1		1

(参考)塾生の会

千人塾の卒塾生が自主的に行っている学習会。千人塾のバックアップを行っている。

◆朗読会参加者数(中央図書館)

・高齢者の読書離れが進む傾向にある中、朗読会を実施し、読書へのきっかけを創出する。令和2・3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

単位(名)

区 分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
参加者数	125	121	134	中止	中止

図書館おすすめの“ぶっくぱっく”

普段は手に取らないジャンルや作者の本との出会いや学び直しのきっかけを提供し、読書の質を高めることで、すべての世代の読書活動を支援する。令和2年度から試行実施。

単位(点)

区分	2年度	3年度
パック数	3,374	1,619
貸出冊数	13,218	4,542

2 実施状況 基本方針② つながりによるサービスの展開



基本方針②として「つながりによるサービスの展開」を掲げています。
 図書館と市民、様々な関係団体との連携による取組を通して、市民の学びの場や地域の情報拠点としての機能を充実し、地域コミュニティの活性化に寄与します。
 地域との連携や行政連携などの取組状況を記載しています。

◆図書・雑誌のリサイクル状況

- ・内容が古くなった資料や保存年限の経過した雑誌類等、除籍資料を市内関係団体や市民に提供することで、環境に配慮しながら図書館の財産である資料の有効活用を図る。

単位(冊)

区 分		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
中央図書館	図書	7,319	5,483	6,978	2,250	4,841
	雑誌	2,743	2,720	2,010	102	2,278
生涯学習センター 図書館	図書	2,284	2,678	2,788	3,824	5,005
	雑誌	1,795	1,956	1,941	2,295	2,230
南大沢図書館	図書	1,871	1,178	1,165	1,296	3,151
	雑誌	1,358	1,330	1,447	778	1,873
川口図書館	図書	1,039	1,676	1,365	1,269	2,602
	雑誌	1,624	1,617	1,653	1,201	1,651
計	図書	12,513	11,015	12,296	8,639	15,599
	雑誌	7,520	7,623	7,051	4,376	8,032
	計	20,033	18,638	19,347	13,015	23,631

◆手づくりの本展出品者数等の状況(中央図書館)

- ・「手づくりの本の会」と共催で行う「手づくりの本展」「夏休み手づくりの絵本」は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2・3年度は中止した。

区 分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
出品者数(名)	136	115	115	中止	中止
出品点数(点)	198	195	160		
来場者数(名)	728	637	583		

II 事業実施状況

◆パークライブラリー(令和 2 年度～)

- ・図書館周辺の公園を活用し、新たな読書空間の創出やおはなし会等のイベントを実施。「新しい生活様式」における身近な読書環境を整備するとともに地域の情報拠点として地域コミュニティの活性化に寄与し、本を通じた市民のゆるやかな交流の場を創出した。

区 分	単位 (名)	
	2 年度	3 年度
南大沢図書館	400	400
川口図書館	-	400

※数字は概算

Ⅱ 事業実施状況

◆行政連携テーマ展示

- ・地域の情報拠点として、行政情報等を図書館の資料を使って効果的に発信するため、図書館以外の所管と連携して設定したテーマの資料を展示する取組。

区分	元年度	2年度	3年度
連携所管数	18	26	23
実施回数	27	29	33

行政連携テーマ展示一覧

テーマ名	実施期間	所管 課	中央		生涯		南大沢		川口		合計	
			展示 冊数	貸出 冊数								
児童福祉週間	4/1~5/17	子どものしあわせ課	173	69			54	5	53	1	280	75
リカレント教育	4/7~10/31	生涯学習政策課	168	295	78	93	60	91	20	5	326	484
食育	5/1~6/14	保健福祉センター	115	79	79	31	77	28	67	23	338	161
男女共同参画	6/1~7/5	男女共同参画課			66	31			48	8	114	39
東京2020オリンピック・パラリンピック	6/1~9/5	オリンピック・パラリンピック推進室	59	71	36	30	67	55	80	2	242	158
行こうよ、八王子！	6/1~7/19	観光課					100	18	400	14	500	32
土砂災害防止月間	6/9~7/12	防災課	100	61							100	61
夏季の正しい省エネ、熱中症対策	7/6~8/2	環境政策課			56	66			34	4	90	70
社会を明るくする運動	7/1~8/9	防犯課	81	62					38	10	119	72
食品ロスとSDGs	7/14~8/16	ごみ減量対策課	73	73			57	82			130	155
「子どもたちに伝えたいこの想い」平和展	7/14~8/16	総務課	161	177	78	37	107	74			346	288
進め、看護のみち	8/1~8/31	看護専門学校総務課							35	3	35	3
なくそう！海洋プラスチックごみ	8/1~9/20	ごみ減量対策課	73	53			42	28	40	10	155	91
東京でおもてなし	8/5~8/31 8/4~9/6	オリンピック・パラリンピック推進室 都立図書館			30	36					30	36
世界の音楽	8/13~8/31	学園都市文化課					91	7			91	7
里山の楽しみ方	8/18~9/20	環境政策課					56	41			56	41
私はだまされない	9/1~9/30	防犯課	87	133					17	3	104	136
動物愛護週間	9/1~10/18	生活衛生課			51	42	52	55	65	3	168	100
本気の創業塾	9/8~10/4	企業支援課			56	39					56	39
笑顔いいまち八王子、食生活改善普及・健康増進普及	9/15~10/18	高齢者福祉課 保健福祉センター	147	175			79	82			226	257
高尾駒木野庭園・開館10周年	10/13~11/8	公園課	188	81							188	81
いい歯の日・世界糖尿病デー	11/1~12/13	保健福祉センター	149	204			49	47	49	5	247	256
児童虐待防止・女性に対する暴力・里親支援	11/1~12/20	男女共同参画課 子ども家庭支援センター	124	73	56	18	72	26	37	3	289	120
人権週間・障害者週間	12/1~1/17	総務課・障害者福祉課	73	51	56	33	121	51	42	0	292	135
地球温暖化防止普及啓発	12/15~1/10	環境政策課	67	59							67	59
台湾高雄市寄贈本	12/9~12/27	多文化共生推進課			57	21					57	21
女性の健康週間	1/19~2/14	保健福祉センター					83	167	39	6	122	173
多文化共生	1/12~3/7	多文化共生推進課	225	536							225	536
消費者生活フェスティバル	1/4~2/28	消費者生活センター							46	2	46	2
東日本大震災 あの日を忘れない	2/16~3/31	-	129	65					42	5	171	70
自殺防止対策強化月間	3/9~4/18	保健対策課	159	167			81	126			240	293
『ゼロカーボン』宣言 脱炭素に向けて	2/16~3/15	環境政策課					72	33	31	3	103	36
18歳からの選挙	6/10~7/4	選挙課			27	1					27	1
合 計			2,351	2,484	726	478	1,320	1,016	1,183	110	5,580	4,088

Ⅱ 事業実施状況

◆ 地区図書室への配本(団体貸出)状況

	単位(冊)				
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
大和田市民センター図書室	9,795	9,942	10,093	9,987	10,066
石川市民センター図書室	11,940	11,421	—	—	—
加住市民センター図書室	14,538	14,488	14,548	14,555	14,631
浅川市民センター図書室	2,519	2,470	2,621	2,615	2,679
元八王子市民集会所図書室	6,031	6,037	6,156	6,198	6,251
子安市民センター図書室	8,269	8,397	8,522	8,629	8,674
由木中央市民センター図書室	20,942	21,140	—	—	—
元八王子市民センター図書室	8,907	8,467	8,192	8,010	7,953
由井市民センター図書室	8,154	8,106	8,250	8,178	8,071
由木東市民センター図書室	18,368	18,583	18,625	18,482	18,585
中野市民センター図書室	9,232	8,956	9,017	9,159	9,225
恩方市民センター図書室	12,714	—	—	—	—
台町市民センター図書室	9,943	9,678	9,551	9,462	9,453
北野南部会館図書室	8,143	8,243	8,455	8,664	8,537
横山南市民センター図書室	22,952	23,157	23,298	23,452	23,367
由井市民集会所図書室	6,158	6,148	6,002	6,251	6,315

- 1) 恩方市民センター地区図書室は、平成30年10月1日に恩方市民センター図書館として開設
- 2) 石川市民センター地区図書室は、令和元年7月1日に石川市民センター図書館として開設
- 3) 由木中央市民センター地区図書室は、令和元年12月1日に由木中央市民センター図書館として開設

3 実施状況 基本方針③ だれもが快適に読書に親しめる環境の整備



基本方針③として「だれもが快適に読書に親しめる環境の整備」を掲げています。多様化する図書館ニーズに対応するため、利用者目線での身近な読書環境の整備を図るとともに、ユニバーサルデザインの考えに基づき、図書館の利用に障害のある方への読書環境の整備を図ります。施策の方向を、利用者目線での身近な読書環境の整備、高齢者サービスの展開、障害者サービスの展開、多文化サービスの展開として事業を展開しています。

利用者目線での身近な読書環境の整備

◆電子書籍サービス実施状況

・パソコン・スマートフォン・タブレット等を使用し、いつでも、どこでも、だれでも利用できる、非来館型の図書館サービスの充実に取り組んでいる。青空文庫については令和2年6月より貸出数としてとらえていない。

区 分		30年度	元年度	2年度	3年度
選書コンテンツ	タイトル数 (点)	4,705	4,554	7,109	9,762
	貸出数 (回)	10,451	15,030	54,857	48,956
	閲覧数 (回)	24,977	35,401	154,306	137,247
青空文庫	タイトル数 (点)	3,029	4,230	5,033	6,235
	貸出数 (回)	253	170	238	-
	閲覧数 (回)	941	1,317	4,059	2,146
市独自資料	タイトル数 (点)	50	51	53	56
	閲覧数 (回)	276	951	1,803	593
タイトル数 計 (点)		7,784	8,835	12,195	16,053
閲覧数 計 (回)		26,194	37,669	160,168	139,986
電子書籍コンテンツ等購入費 (円)		2,855,335	3,272,624	11,139,381	4,435,467

Ⅱ事業実施状況

◆サービスポイント数

		(か所)			
区 分		30年度	元年度	2年度	3年度
予約資料の受取場所	図書館	7	9	9	9
	地区図書室	15	13	13	13
	その他	1	1	1	1
	計	23	23	23	23
資料の返却場所	図書館	7	9	9	9
	地区図書室	16	14	14	14
	図書返却ボックス(郵便局内)	0	61	61	61
	返却ボックス(その他)	3	3	8	8
	計	26	87	92	92

1) 令和元年度に、石川市民センター図書館及び由木中央市民センター図書館を開館

2) 令和元年度から日本郵便株式会社との包括連携事業を開始

3) 令和2年度に返却ボックスを5か所増設

◆郵便局との包括連携事業(令和元年度～)

- ・郵便局との包括事業協定による。市内 61 か所の郵便局に、「図書返却ボックス」を設置し、図書館が貸し出す図書資料の返却を可能とする。

		単位(冊)	
区 分		2年度	3年度
返却数		43,857	56,740

◆ブックポストの増設(令和 2 年度～)

- ・市民の利便性及び読書環境を向上させるため図書返却用ポストを増設した。

		単位(冊)	
区 分		2年度	3年度
返却数	めじろ台駅前郵便局	7,820	13,135
	高尾名店街	10,004	19,351
	南多摩病院	1,829	5,115
	医療センター	419	831
	八王子駅北口	3,584	6,888
	八王子駅南口総合事務所	3,992	5,444
合計		27,648	50,764

高齢者サービスの展開

◆高齢者施設読書活動支援事業(中央図書館)

・来館が困難な施設入居者の読書活動支援のため出張図書館、団体貸出を行った。

区 分		30年度	元年度	2年度	3年度
出張図書館	施設数	5	5	3	4
	実施回数	17	20	12	13
	貸出冊数	2,410	2,643	2,520	2,538
団体貸出	施設数	3	4	5	7
	実施回数	12	15	17	20
	貸出冊数	1,480	1,950	2,201	2,285
合計	施設数	8	9	8	11
	実施回数	29	35	29	33
	貸出冊数	3,890	4,593	4,721	4,823

◆幸齢者サロンの共催(中央図書館)

・認知症について気軽に話し合える「幸齢者サロン」は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催を中止した。

区分	30年度	元年度	2年度	3年度
実施回数	1	2	中止	中止
参加者数	不明	不明	中止	中止

II 事業実施状況

障害者サービスの充実

◆対面朗読

・館内の対面朗読室で視覚障害者のために対面朗読を実施。利用者は、通常週1回～月2回程度来館し、1～2時間の朗読を受ける。朗読は、ボランティアにより実施。

区 分	29年度		30年度		元年度		2年度		3年度	
	回数	利用者数	回数	利用者数	回数	利用者数	回数	利用者数	回数	利用者数
中央図書館	79	79	79	79	67	71	50	53	64	64
生涯学習センター図書館	193	220	203	237	189	212	146	161	201	201
南大沢図書館	84	133	87	132	76	118	68	73	81	81
川口図書館	41	41	30	30	34	34	35	35	29	29
計	397	473	399	478	366	435	299	322	375	375

◆障害者宅配サービス(令和3年度)

・高齢による寝たきりや障害があること等の理由により図書館へ来館することが困難な方を対象に、図書を宅配して、読書の機会を提供する。

	中 央	生 涯	南 大 沢	川 口	合 計
回数(回)	81	16	12	0	109
利用者(名)	11	4	4	0	19
ボランティア(名)	5	1	0	0	6
貸出数(冊)	732	126	169	0	1,027

※ 利用者…利用した人のみ

◆音訳・点訳資料作成(令和3年度)

・市内3つのボランティア団体に依頼し視覚障害者向け資料を作成している。

種類	団体名	点数	合計
音訳資料	灯	79	130
	こだま	51	
点訳資料	六つ星会	12	12

4 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策

(1) 休館ならびに入館制限

◆緊急事態宣言を受けた休館

令和2年3月28日・29日
令和2年4月4日・5日
令和2年4月8日～5月31日 ※市民センター図書館は6月8日まで ※5月13日から5月31日まで予約資料の貸出を館の外で行った。

◆入館制限と段階的なサービス再開

令和2年6月1日～30日	新聞・参考図書閲覧コーナー、自習スペース(中央図書館)の立ち入りを制限。開館時間を全館16時までとした。
令和2年7月1日～31日	開館時間を全館17時までとした。
令和2年8月1日～31日	土日の開館時間を9時30分から17時までとした。 (平日は9時30分から19時まで)
令和4年2月1日～28日	開館時間を全館17時までとした。

(2) 感染症予防対策

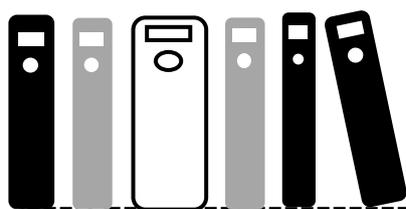
図書除菌機を導入 令和2年7月導入 中央図書館・生涯学習センター図書館各2台、南大沢・川口図書館各1台 令和4年3月導入 由木中央・恩方・みなみ野・北野・石川 市民センター図書館各1台
飛沫感染対策としてカウンターへの間仕切りシートを設置
来館者用手指消毒液を設置
閲覧席・自習席の席数を削減しソーシャルディスタンスを確保
定期的な拭拭により施設内を消毒

(3) 非来館型サービスの拡充

電子書籍サービスを拡充
ナクソス・ミュージック・ライブラリーを導入

(4) 各種イベントの中止・縮小

詳細は実施事業に掲載→P.20



Ⅲ 統計

Ⅲ 統計

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1 蔵書資料 | 6 レファレンス受付件数 |
| (1) 図書 | 7 電子書籍サービスの利用状況 |
| (2) 視聴覚資料 | 8 障害者資料の貸出 |
| (3) 雑誌等 | 9 相互貸借件数 |
| 2 年間受入・除籍数 | 10 開館日数・入館者数 |
| 3 登録者数 | 11 統計推移 |
| 4 貸出数 | (1) 貸出数・入館者数推移 |
| (1) 図書 | (2) 蔵書数の推移(図書) |
| (2) 視聴覚資料 | 12 (参考)指標の推移 |
| 5 予約・リクエスト受付件数 | 13 (参考)他図書館との比較 |

Ⅲ 統計

1 蔵書資料

(1) 図書

単位:冊

区分	図書					開架冊数	閉架冊数
	一般図書	参考図書	郷土資料	児童図書	計		
中央	536,004	29,646	54,070	232,178	851,898	156,794	695,104
うち団体	6,873	3	-	39,890	46,766	-	-
生涯学習センター	230,009	16,686	5,610	54,648	306,953	141,594	165,359
南大沢	159,740	9,980	4,774	68,041	242,535	121,631	120,904
川口	101,518	6,156	4,229	40,172	152,075	90,179	61,896
由木中央市民センター	12,703	152	349	10,240	23,444	23,444	-
恩方市民センター	6,661	92	381	6,410	13,544	13,544	-
由井市民センターみなみ野	11,985	156	550	7,043	19,734	19,734	-
北野市民センター	27,300	292	679	18,542	46,813	46,813	-
石川市民センター	7,028	51	354	5,146	12,579	12,579	-
合計	1,092,948	63,211	70,996	442,420	1,669,575	626,312	1,043,263

(2) 視聴覚資料

単位(点)

	CD	レコード	カセットテープ	LD	ビデオテープ	DVD	付随資料等	計
中央	29,352	4,497	15,388	2,548	1,708	1,325	1,863	56,681
生涯	10,364	0	89	0	904	2,486	339	14,182
南大沢	9,024	0	308	0	1,052	525	547	11,456
川口	6,482	0	240	0	391	944	230	8,287
由木中央市民センター	0	0	0	0	0	0	0	0
恩方市民センター	0	0	0	0	0	0	0	0
由井市民センターみなみ野	0	0	0	0	0	0	0	0
北野市民センター	0	0	0	0	0	0	0	0
石川市民センター	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	55,222	4,497	16,025	2,548	4,055	5,280	2,979	90,606

Ⅲ 統計

(3) 雑誌等

	新聞・広報等		雑誌	
	総数	うち購入分	総数	うち購入分
中央	45	15	329	311
生涯	50	21	224	208
南大沢	39	11	162	147
川口	30	11	93	86
由木中央 市民センター	-	-	-	-
恩方 市民センター	8	4	-	-
由井市民センター みなみ野	-	-	-	-
北野 市民センター	15	8	26	26
石川 市民センター	-	-	-	-
合計	187	70	834	778

2 年間受入・除籍数

単位(冊)

	受入冊数		除籍冊数
		うち購入分	
中央	11,521	9,909	11,886
うち団体	1,399	1,328	1,134
生涯学習センター	6,694	5,873	6,884
南大沢	4,045	3,441	1,862
川口	2,429	1,923	1,959
由木中央 市民センター	1,002	844	1,387
恩方 市民センター	974	731	246
由井市民センター みなみ野	945	701	603
北野市民センター	1,157	979	911
石川 市民センター	1,022	722	147
計	29,789	25,123	25,885

Ⅲ 統計

3 登録者数

単位（名）

区分	小学生以下	中・高校生	一般	合計
中央	3,062	3,729	34,273	41,064
生涯	2,302	2,174	23,237	27,713
南大沢	2,772	2,970	21,594	27,336
川口	834	1,140	5,553	7,527
由木中央 市民センター	205	81	615	901
恩方 市民センター	100	82	461	643
由井市民センター みなみ野	905	788	2,820	4,513
北野 市民センター	391	577	3,970	4,938
石川 市民センター	190	95	677	962
合計	10,761	11,636	93,200	115,597

Ⅲ 統計

4 貸出数

(1) 図書

単位 (冊)

区分	総計	図書			雑誌
		一般図書	児童図書	小計	
中央	664,951	381,774	218,447	600,221	22,411
うち団体	2,220	1,996	224	2,220	0
生涯学習センター	484,421	302,442	118,194	420,636	25,629
南大沢	507,437	284,896	168,326	453,222	26,940
川口	152,030	85,449	50,613	136,062	7,609
由木中央市民センター	59,946	26,952	29,520	56,472	1,922
恩方市民センター	30,914	19,541	10,240	29,781	397
由井市民センター みなみ野	155,336	72,309	72,455	144,764	4,329
北野市民センター	101,683	62,504	31,456	93,960	3,475
石川市民センター	43,943	21,395	19,114	40,509	1,415
合計	2,200,661	1,257,262	718,365	1,975,627	94,127

※総計は図書、雑誌、視聴覚のほか、協力貸出・障害者資料の貸出数値の累計

(2) 視聴覚資料

単位 (点)

区分	視聴覚資料				
	ビデオテープ	DVD	CD	カセットテープ	小計
中央	11	5,075	25,900	1,789	32,775
生涯学習センター	39	9,886	25,660	73	35,658
南大沢	10	4,381	20,766	111	25,268
川口	18	2,797	4,697	29	7,541
由木中央市民センター	0	94	1,280	21	1,395
恩方市民センター	1	252	323	3	579
由井市民センター みなみ野	3	755	5,014	41	5,813
北野市民センター	24	625	2,902	24	3,575
石川市民センター	6	315	1,525	112	1,958
合計	112	24,180	88,067	2,203	114,562

Ⅲ 統計

5 予約・リクエスト

区 分	単位(件)
	3年度
中央	206,852
生涯学習センター	169,897
南大沢	201,750
川口	38,809
由木中央 市民センター	27,974
恩方 市民センター	12,380
由井市民センター みなみ野	75,968
北野 市民センター	47,961
石川 市民センター	17,438
合計	799,029

6 レファレンス受付件数

区 分	単位(件)
	3年度
中央	11,061
生涯学習センター	5,073
南大沢	1,861
川口	2,230
由木中央 市民センター	338
恩方 市民センター	76
由井市民センター みなみ野	1,207
北野 市民センター	1,745
石川 市民センター	430
合計	24,021

7 電子書籍サービスの利用状況

電子書籍サービス実施状況		タイトル数(点)	貸出数(回)	閲覧数(回)
合計		16,053	48,956	139,986
内 訳	選書コンテンツ	9,762	48,956	137,247
	青空文庫	6,235	—	2,146
	市独自資料	56	—	593

8 障害者資料の貸出

自館分	3,828
協力分	2,161

自館分は自治体内の利用者への貸出。協力分は他自治体への貸出。

9 相互貸借件数

単位 (件)

区分	相互貸借 (借受数)	相互貸借 (貸出数)	協力貸出
中央	11,095	3,588	3,555
生涯学習 センター	-	-	2,498
南大沢	-	-	2,007
川口	-	-	818
由木中央 市民センター	-	-	157
恩方 市民センター	-	-	157
由井市民センター みなみ野	-	-	430
北野 市民センター	-	-	673
石川 市民センター	-	-	61
合計	11,095	3,588	10,356

相互貸借(借受数)は、他自治体から借り受けた資料数。相互貸借(貸出数)は他自治体へ貸し出した資料数。協力貸出は、相互貸借(借受数)のうち、利用者へ貸し出した資料数(館内閲覧や貸出をしなかった資料 739 点を除く。)

Ⅲ 統計

10 開館日数・入館者数

	開館日数 (日)	(夜間開館日数) ※内数	入館者数 (人)	(夜間開館入館者 数) ※内数
中央	333	254	271,343	23,274
生涯学習 センター	338	291	283,466	28,956
南大沢	338	250	231,726	21,083
川口	329	75	68,605	1,730
由木中央 市民センター	333	-	30,026	-
恩方 市民センター	334	-	21,694	-
由井市民センター みなみ野	333	-	61,795	-
北野 市民センター	329	49	75,083	1,485
石川 市民センター	333	-	19,238	-
合計	3,000	919	1,062,976	76,528

・新型コロナウイルス感染症拡大に伴う八王子市保健所業務の応援体制確保のため、令和4年2月1日～28日は全館で開館時間を17時までとした。

11 統計推移

(1) 貸出数・入館者数推移

館	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
中央	839,562	788,830	688,212	580,278	664,951
生涯学習センター	617,978	602,793	520,157	423,143	484,421
南大沢	617,868	593,834	525,015	446,485	507,437
川口	213,073	202,278	174,127	139,414	152,030
由木中央市民センター			10,439	43,627	59,946
恩方市民センター		16,283	31,987点	15,748	30,914
由井市民センター みなみ野	137,048	144,284	138,014	133,492	155,336
北野市民センター	128,730	125,736	107,621	67,767	101,683
石川市民センター			23,955	34,225	43,943
計	2,554,259	2,474,038	2,219,527	1,884,179	2,200,661
住基人口(名)	562,036	561,407	561,622	561,344	561,457
貸出数/人口	4.54	4.41	3.95	3.36	3.92
登録者数(名)	134,511	128,941	123,254	117,819	115,597
貸出数/登録者	18.99	19.19	18.01	15.99	19.04
入館者数(名)	1,642,540	1,606,924	1,462,678	885,160	1,062,976
貸出数/入館者	1.56	1.54	1.52	2.13	2.07

(2) 蔵書数の推移(図書)

単位(冊)

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
中央	895,703	885,969	861,082	855,987	851,898
生涯	302,125	304,724	306,682	308,270	306,953
南大沢	231,689	235,129	238,820	240,723	242,535
川口	152,310	153,209	153,933	154,158	152,075
由木中央市民センター			23,997	23,944	23,444
恩方市民センター		14,583	12,229	12,915	13,544
由井市民センター みなみ野	16,948	17,942	18,729	19,453	19,734
北野市民センター	47,862	46,513	47,122	46,797	46,813
石川市民センター			10,462	11,735	12,579
合計	1,646,637	1,658,069	1,673,056	1,673,982	1,669,575

Ⅲ 統計

12 (参考)図書館指標の推移

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
人口(当該年度末日)	562,036	561,407	561,622	561,344	561,457
蔵書冊数(図書)	1,646,637	1,658,069	1,673,056	1,673,982	1,669,575
視聴覚資料点数	91,474	91,729	91,878	90,908	90,606
蔵書点数 (CD)	54,285	54,689	54,848	55,067	55,222
蔵書点数 (DVD)	4,953	5,175	5,073	5,181	5,280
電子書籍タイトル数(年度末)	3,295	7,784	8,835	12,195	16,053
図書館費	570,797,486	642,668,156	715,607,237	755,610,618	774,607,991
図書購入費	68,898,217	73,327,790	81,475,970	81,950,451	69,412,929
市民一人当たりの蔵書冊数(図書) ※蔵書冊数(図書)／人口	2.93	2.95	2.98	2.98	2.97
市民一人当たりの図書館費(円) ※図書館費／人口	1,015.59	1,144.75	1,274.18	1,346.07	1,379.64
市民一人当たりの図書購入費(円) ※図書購入費／人口	122.59	130.61	145.07	145.99	123.63

開館日数(1館でも開館していた日数)	345	357	358	354	357
実利用者数	60,210	59,598	57,637	44,949	49,262
登録者数	134,511	128,941	123,254	117,819	115,597
実利用者率 ※実利用者数／人口	10.7%	10.6%	10.3%	8.0%	8.8%
登録率 ※登録者数／人口	23.9%	23.0%	21.9%	21.0%	20.6%
雑誌タイトル数	885	903	877	866	834
新聞タイトル数	174	131	128	175	187

利用者数(貸出利用者数)	834,273	761,204	794,985	597,822	686,372
予約件数	716,759	724,773	764,495	718,488	799,029
貸出数(全資料)	2,554,259	2,474,038	2,219,527	1,884,179	2,200,661
貸出冊数(図書)	2,267,149	2,204,527	1,977,768	1,681,174	1,975,627
貸出点数(視聴覚資料)	164,880	144,400	129,171	100,547	114,562
貸出点数 (CD)	124,403	110,966	99,626	77,854	88,067
貸出点数 (DVD)	34,300	30,378	27,145	21,420	24,180
電子書籍閲覧数	-	26,194	37,669	160,168	139,986
蔵書回転率(図書) ※貸出冊数／蔵書冊数(図書)	1.38	1.33	1.18	1.00	1.18
蔵書回転率(視聴覚資料) ※貸出点数／蔵書点数(視聴覚)	1.80	1.57	1.41	1.11	1.26
市民一人当たりの貸出冊数(図書) ※貸出冊数(図書)／人口	4.03	3.93	3.52	2.99	3.52
市民一人当たりの貸出点数 ※貸出数(全資料)／人口	4.54	4.41	3.95	3.36	3.92
レファレンス件数	25,486	26,431	26,655	17,580	24,021

13 (参考)他市図書館との比較

(1)多摩26市との比較(東京公立図書館調査令和3年度版による)

自治体名	人口	自治体面積 (km ²)	図書総数(冊)	100人当たり 蔵書数(冊)	貸出総数 (冊)
八王子市	561,344	186.38	1,673,982	298.2	1,878,502
立川市	184,661	24.36	915,758	495.9	1,241,595
武蔵野市	147,975	10.98	952,300	643.6	1,963,586
三鷹市	190,774	16.42	795,396	416.9	1,370,808
青梅市	131,661	103.31	594,555	451.6	621,635
府中市	260,508	29.43	1,535,481	589.4	1,502,797
昭島市	113,542	17.34	418,637	368.7	631,495
調布市	238,087	21.58	1,385,389	581.9	1,942,966
町田市	429,645	71.55	1,171,761	272.7	2,696,724
小金井市	124,078	11.30	503,493	405.8	792,539
小平市	195,207	20.51	1,176,864	602.9	1,144,296
日野市	187,048	27.55	846,872	452.8	1,342,530
東村山市	151,259	17.14	721,715	477.1	903,670
国分寺市	127,272	11.46	598,213	470.0	649,027
国立市	76,423	8.15	356,719	466.8	386,718
福生市	56,786	10.16	462,072	813.7	429,394
狛江市	83,218	6.39	299,798	360.3	425,072
東大和市	85,294	13.42	469,991	551.0	494,072
清瀬市	74,972	10.23	405,185	540.4	419,835
東久留米市	117,020	12.88	478,962	409.3	502,802
武蔵村山市	72,000	15.32	317,756	441.3	226,159
多摩市	148,411	21.01	742,380	500.2	1,193,437
稲城市	92,585	17.97	663,130	716.2	896,139
羽村市	54,622	9.90	420,685	770.2	216,380
あきる野市	80,177	73.47	620,856	774.4	461,582
西東京市	206,067	15.75	777,801	377.5	1,714,416

※貸出総数に障害者サービス資料を含まない。

Ⅲ 統計

(2)中核市との比較(中核市市長会都市要覧令和3年版による)

自治体名	人口	自治体面積 (km ²)	図書総数(冊)	100人当たり 蔵書数	貸出総数 (冊)
函館市	250,022	677.87	887,738	355.1	997,171
旭川市	329,822	747.66	1,282,212	388.7	1,732,350
青森市	276,339	824.61	1,044,785	378.1	1,014,667
八戸市	224,617	305.56	520,605	231.8	717,536
盛岡市	285,859	886.47	663,637	232.2	559,528
秋田市	304,334	906.07	692,231	227.5	749,363
山形市	242,647	381.58	403,966	160.0	710,323
福島市	274,297	767.72	929,901	328.7	828,805
郡山市	320,406	757.20	884,791	276.0	954,695
いわき市	316,611	1,232.26	812,906	242.8	1,122,168
水戸市	271,018	217.32	981,054	365.0	1,185,964
宇都宮市	519,965	416.85	1,759,740	338.4	3,456,671
前橋市	334,535	311.59	1,063,985	318.0	1,700,121
高崎市	371,585	459.16	1,183,725	318.6	1,857,916
川越市	353,442	109.13	877,463	248.3	1,251,481
川口市	607,750	61.95	1,363,755	224.4	2,177,414
越谷市	345,487	60.24	665,633	192.7	929,473
船橋市	645,450	85.62	1,646,544	255.1	1,953,930
柏市	429,567	114.74	881,187	202.7	1,367,400
八王子市	561,344	186.38	1,673,982	298.2	1,884,179
横須賀市	394,507	100.82	812,826	206.0	1,286,872
富山市	412,901	1,241.74	1,054,227	255.3	1,574,032
金沢市	449,864	468.64	1,651,154	357.0	1,881,053
福井市	260,322	536.41	1,253,880	481.7	1,021,251
甲府市	186,438	212.47	397,596	213.0	341,398
長野市	372,080	834.81	1,074,530	287.3	1,420,500
松本市	237,484	978.47	1,291,469	543.8	1,406,565
岐阜市	406,407	203.60	827,924	203.7	1,775,853
豊橋市	373,833	261.91	1,051,249	281.2	1,379,124
岡崎市	385,823	387.20	1,011,155	262.1	1,784,119
一宮市	383,582	113.82	1,174,938	306.3	2,316,455
豊田市	421,280	918.32	1,752,084	415.9	2,419,763

Ⅲ 統計

自治体名	人口	自治体面積 (km ²)	図書総数(冊)	100人当たり 蔵書数	貸出総数 (冊)
大津市	343,835	464.51	875,065	254.5	1,290,294
豊中市	408,736	36.6	1,053,513	257.7	2,818,898
吹田市	376,944	36.09	1,252,829	332.3	2,559,423
高槻市	350,819	105.29	1,632,471	465.3	2,576,470
枚方市	398,187	65.12	1,219,630	306.3	2,659,430
八尾市	264,867	41.72	724,563	273.6	1,435,999
寝屋川市	229,654	24.70	548,164	238.6	687,506
東大阪市	484,663	61.78	824,023	168.0	1,578,196
姫路市	532,637	534.35	1,370,195	257.2	1,632,915
尼崎市	461,988	50.72	756,400	163.7	1,274,638
明石市	304,189	49.42	616,482	205.8	2,041,281
西宮市	483,641	100.18	1,060,846	219.3	2,668,287
奈良市	354,287	276.94	643,999	181.7	1,094,751
和歌山市	364,210	208.85	547,388	155.3	1,014,747
鳥取市	185,157	765.31	689,435	372.4	767,607
松江市	199,889	572.99	432,948	216.5	486,199
倉敷市	480,974	355.63	1,390,827	289.2	2,480,569
呉市	216,273	352.83	787,973	364.8	836,250
福山市	465,402	517.72	1,215,296	261.1	2,365,063
下関市	256,400	716.10	784,758	310.0	992,948
高松市	424,258	375.63	1,351,507	324.9	2,452,739
松山市	508,371	429.35	778,282	153.1	1,747,816
高知市	323,400	309.00	1,132,180	349.9	2,287,721
久留米市	304,079	229.96	853,205	281.0	1,230,444
長崎市	409,158	405.86	1,313,299	321.0	1,720,911
佐世保市	243,997	426.01	544,461	226.0	816,489
大分市	477,448	502.39	801,112	167.7	1,205,954
宮崎市	400,816	643.54	675,506	168.9	779,395
鹿児島市	600,411	547.61	970,107	163.6	1,804,964
那覇市	319,012	41.42	665,346	208.6	771,149
平均	366,505	409.50	985,237	275.1	1,513,503

備考

□総貸出冊数は、令和2年度中の数値
(雑誌、視聴覚資料を含む)

※貸出総数に障害者サービス資料を含む。

Ⅲ 統計

IV 関連法規等



1	図書館法.....	50
2	子どもの読書活動の推進に関する法律.....	55
3	文字・活字文化振興法.....	57
4	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律	60
5	八王子市図書館条例.....	65
6	八王子市図書館条例施行規則.....	66
7	八王子市図書館資料館外個人貸出しに関する要綱.....	73
8	八王子市図書館資料収集要綱.....	75
9	八王子市図書館資料の予約及びリクエストに関する要綱	79
10	八王子市図書館資料宅配事業実施要綱.....	82
11	八王子市図書館対面朗読事業実施要綱.....	83
12	八王子市図書館音訳資料作成事業実施要綱.....	84
13	八王子市図書館点訳資料作成事業実施要綱.....	85
14	八王子市高齢者施設読書活動支援事業実施要綱.....	86
15	八王子市ブックスタート事業実施要綱.....	87
16	八王子市ブックスタートバッグの無償提供に関する実施要綱	88
17	八王子市図書館電子書籍の利用に関する要綱.....	89
18	八王子市3歳児健康診査での読み聞かせの事業実施要綱	90

1 図書館法

(昭和二十五年四月三十日制定)

(令和元年六月七日最終改正)

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。

以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにならなければならない。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

- 七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- 八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- 九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。
(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

- 2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。
- 3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

- 一 大学を卒業した者(専門職大学の前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。)で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの
- 二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
- 三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
 - イ 司書補の職
 - ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの
 - ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

- 一 司書の資格を有する者
- 二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

- 2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(協力の依頼)

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が図書館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(第十三条第一項において「特定地方公共団体」という。)である市町村にあつては、その長又は教育委員会)に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十一条及び第十二条 削除

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会(特定地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館(第十五条において「特定図書館」という。))にあつては、当該特定地方公共団体の長が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長）が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条及び第十九条 削除

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条及び第二十二条 削除

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章 私立図書館

第二十四条 削除

(都道府県の教育委員会との関係)

第二十五条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

[附則省略]

2 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」

という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

[附則略]

3 文字・活字文化振興法

(平成十七年七月二十九日)

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の^{かん}涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の^{かん}涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の^{かん}涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の^{かん}涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の^{かん}涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

[附則省略]

4 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

(令和元年六月二十八日)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

(基本理念)

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。
- 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。

三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 一 点字図書館等から著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

- 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製

作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第十八条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等）

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備）

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

（端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援）

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

（情報通信技術の習得支援）

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（研究開発の推進等）

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等

に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

[附則省略]

5 八王子市図書館条例

昭和59年12月28日制定

平成31年3月27日最終改正

(設置)

第1条 図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条に規定する公立図書館として、八王子市図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

(種別、名称等)

第2条 図書館の種別、名称及び位置は、次のとおりとする。

種別	名称	位置
本館	八王子市中央図書館	八王子市千人町三丁目3番6号
分館	八王子市生涯学習センター図書館	同 東町5番6号
	八王子市南大沢図書館	同 南大沢二丁目27番地
	八王子市川口図書館	同 川口町3838番地
分室	八王子市由木中央市民センター図書館	同 下柚木二丁目10番地6
	八王子市恩方市民センター図書館	同 西寺方町260番地4
	八王子市由井市民センターみなみ野図書館	同 みなみ野一丁目7番1号
	八王子市北野市民センター図書館	同 北野町545番地3
	八王子市石川市民センター図書館	同 石川町438番地

2 本館、分館及び分室が実施する事業の範囲は、教育委員会規則で定める。

(委任)

第3条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

[附則省略]

6 八王子市図書館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、八王子市図書館条例（昭和59年八王子市条例第35号）第3条の規定に基づき、八王子市図書館（以下「図書館」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 図書館は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第3条の規定に基づき次の事業を行う。

(1) 本館が行う次の事業

- ア 図書館資料の収集、整理及び保存
- イ 個人貸出し、団体貸出し及び閲覧
- ウ 読書案内、読書相談及び調査研究に対する援助
- エ 読書団体との連絡及び協力並びに団体活動の促進
- オ 他の図書館、学校及びその他の教育機関との相互協力
- カ 図書館事業の目的を達成するための必要な施設等の提供
- キ 館報その他読書資料等の発行及び頒布
- ク 図書館間の配本車の運営
- ケ 図書館事業の企画及び運営管理
- コ その他必要な事業

(2) 分館が行う次の事業

- ア 図書館資料の収集、整理及び保存
- イ 個人貸出し、団体貸出し及び閲覧
- ウ 読書案内、読書相談及び調査研究に対する援助
- エ 読書団体との連絡及び協力並びに団体活動の促進
- オ 他の図書館、学校及びその他の教育機関との相互協力
- カ 図書館事業の目的を達成するための必要な施設等の提供
- キ その他必要な事業

(3) 分室が行う次の事業

- ア 図書館資料の整理及び保存
- イ 個人貸出し及び閲覧
- ウ 読書案内及び読書相談
- エ その他必要な事業

(開館時間)

第3条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。

- (1) 八王子市中央図書館、八王子市生涯学習センター図書館及び八王子市南大沢図書館
午前10時(7月21日から8月31日までの間は午前9時30分)から午後7時まで
 - (2) 八王子市川口図書館
午前10時(7月21日から8月31日までの間は午前9時30分)から午後5時(水曜日及び木曜日は午後7時)まで
 - (3) 八王子市由木中央市民センター図書館、八王子市恩方市民センター図書館、八王子市由井市民センターみなみ野図書館及び八王子市石川市民センター図書館
午前10時(7月21日から8月31日までの間は午前9時30分)から午後5時まで
 - (4) 八王子市北野市民センター図書館
午前10時(7月21日から8月31日までの間は午前9時30分)から午後5時(水曜日は午後7時)まで
- 2 前項の規定にかかわらず、八王子市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、特に必要があると認めたときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 八王子市中央図書館
 - ア 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
 - イ 館内整理日(毎月の第2火曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときを除く。)
 - ウ 特別整理期間(年15日以内)
- (2) 八王子市生涯学習センター図書館
 - ア 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
 - イ 館内整理日(毎月の第1火曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、第2火曜日)
 - ウ 特別整理期間(年10日以内)
- (3) 八王子市南大沢図書館
 - ア 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
 - イ 館内整理日(毎月の第3火曜日。ただし、その日が休日に当たるときを除く。)
 - ウ 特別整理期間(年10日以内)

(4) 八王子市川口図書館

- ア 毎月の第2月曜日（その日が休日に当たるときを除く。）
- イ 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
- ウ 館内整理日（毎月の第4月曜日。ただし、その日が休日に当たるときを除く。）
- エ 特別整理期間（年10日以内）

(5) 八王子市由木中央市民センター図書館、八王子市恩方市民センター図書館、八王子市由井市民センターみなみ野図書館、八王子市北野市民センター図書館及び八王子市石川市民センター図書館

- ア 毎月の第2月曜日及び第4月曜日（これらの日が休日に当たるときを除く。）
- イ 1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで
- ウ 特別整理期間（年5日以内）

- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、若しくは休館日とせず、又は臨時に休館日を定めることができる。

（館内利用）

第5条 図書館が保管する図書館資料を館内で利用しようとする者（以下「館内利用者」という。）は、所定の場所において係員の指示に従い利用しなければならない。

- 2 教育委員会が必要であると認めるときは、館内利用者が同時に利用する図書館資料の数を制限することができる。

- 3 館内利用者は、図書館資料の利用を終了したときは、速やかに返却するものとする。

（館外個人貸出しの利用資格）

第6条 図書館資料の館外個人貸出しを受けることができる者は、市内に居住、通勤若しくは通学する者又は図書館の相互利用に関する協定を結んだ市に居住する者とする。ただし、電子書籍（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）によって作成された図書館資料のうち、インターネットにより利用が可能なもの。）にあつては、市内に居住、通勤又は通学する者とする。

（館外個人貸出しの登録手続）

第6条の2 図書館資料の館外への個人貸出し（以下「個人貸出し」という。）を受けようとする者は、教育委員会に利用者登録書（第1号様式）を提出するとともに、本人であることを証明する書類及び居住地を確認することができる書類（八王子市内に通勤し、又は通学する者として登録を受けようとする者は、その通勤先又は通学先を確認することができる書類を含む。以下「確認書類」という。）を提示して、あらかじめ登録を受けなければならない。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童及び幼児

の申込みにあつては、確認書類の提示を要しない。

- 2 教育委員会は、登録をした者（以下「登録者」という。）に対して利用者カード（第2号様式）を交付するものとする。
- 3 第1項の登録の有効期間は、登録した日から5年とする。ただし、登録者が確認書類を提示し前条に定める利用資格があると申し出た場合、教育委員会は、当該有効期間を利用資格があると確認した日の翌日から5年間更新する。
- 4 登録者は、登録事項に変更が生じたときは、直ちに確認書類を提示して、その旨を届け出なければならない。

（館外個人貸出しの利用手続等）

第6条の3 個人貸出しを受けようとする者は、利用者カードを提示しなければならない。ただし、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを、あらかじめ個人番号カードによる図書館利用登録申込書（第3号様式）により登録した場合は、利用者カードとして使用することができる。

- 2 同時に個人貸出しを受けることのできる図書以外の資料（朗読テープ、さわる絵本、コンパクトディスク、カセットテープ、ビデオテープ、デジタルヴァーサタイルディスク及び電子書籍をいう。以下同じ。）を除く図書館資料は、全館合わせて10冊を限度とし、その貸出し期間は2週間以内とする。
- 3 同時に個人貸出しを受けることのできる図書以外の資料の数量及び期間は、別表第1に定めるとおりとする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、教育委員会が特別な事由により必要があると認めたときは、この限りではない。

（館外団体貸出し）

第7条 図書館資料の館外への団体貸出し（以下「団体貸出し」という。）を受けようとする者（市内に所在地若しくは事務所又は事業所を有する官公署、学校、社会教育関係団体、その他教育委員会が適当と認める団体及びグループ（以下「団体等」という。）は、教育委員会に団体利用登録書（第4号様式）を提出して、あらかじめ登録を受けなければならない。

- 2 教育委員会は、登録をした者（以下「登録者」という。）に対して利用者カード（第2号様式）を交付するものとする。
- 3 同時に団体貸出しを受けることのできる図書以外の資料を除く図書館資料は150冊以内とし、その貸出し期間は3月以内とする。ただし、教育委員会が特別な事由により必要があると認めたときは、この限りでない。

4 同時に団体貸出しを受けることのできる図書以外の資料（ビデオテープ、デジタルヴァーサタイトルディスクに記録したもの及び電子書籍を除く。）は、5点以内とし、その貸出し期間は、2週間以内とする。ただし、教育委員会が特別の事由により必要があると認めたときは、この限りでない。

5 教育委員会は、団体貸出しを受けた団体等の代表者に対し、その利用状況について報告を求めることができる。

（転貸の禁止）

第8条 借り受けた図書館資料は、他人に転貸してはならない。

（図書館資料の返納等）

第9条 図書館資料の個人貸出し又は団体貸出しを受けた者（以下「貸出しを受けた者」という。）は、その貸出し期間が満了したときは、速やかに返納しなければならない。

2 貸出しを受けた者が、貸出し期間経過後1月を超えて当該図書館資料を返納しないときは、その者に対して新たに図書館資料を貸出さないことができる。

3 貸出しを受けた者が図書館資料の返納を怠り、又は督促しても返納しない場合には、以後その者に対し、図書館資料の利用をさせないことができる。

（利用者カードの譲渡禁止等）

第10条 利用者カードの交付を受けた者は、これを他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は不正使用してはならない。

2 利用者カードを紛失したときは、利用者登録書（第1号様式）又は団体利用登録書（第4号様式）により速やかに教育委員会に届け出なければならない。

（入館者の制限）

第11条 教育委員会は、館内の秩序を乱し、又は係員の指示に従わない者に対しては、退館させることができる。

（図書館資料の寄贈及び寄託）

第12条 図書館は、図書館資料の寄贈又は寄託を受けることができる。

（複写サービス）

第13条 図書館資料（教育委員会が適当でないと認めた資料を除く。）については、著作権法（昭和45年法律第48号）第31条の規定に基づいた場合に限り複写サービスを行う。

2 前項の場合において、複写サービスを受ける者からその実費を徴収するものとする。

（郵送貸出し）

第14条 視覚障害者用資料及び重度身体障害者の利用に供する資料の郵送による貸出しを受けることができる者は、視覚障害者又は重度身体障害者で市内又は図書館の相互利用に関す

る協定を結んだ市に居住する者とする。

2 前項の規定により郵送貸出しを受けられる図書館資料の数量及び期間は別表第2に定めるとおりとする。

(郵送料)

第15条 前条の規定による貸出しに必要な図書館資料の郵送に伴う経費は、図書館が負担する。

(会議室等の利用)

第16条 会議室、おはなしの部屋、展示室及び視聴覚ホール（以下「会議室等」という。）を利用できる者は、市内の学校、社会教育関係団体、文化団体、読書会及びこれに準ずる団体並びに第6条第1項に規定する個人（市内に居住し、又は通勤若しくは通学する者に限る。）とし、かつ、教育委員会が教育文化目的のための使用と認めたときに限るものとする。

(使用承認)

第17条 会議室等を利用しようとするときは、あらかじめ使用申請書（第5号様式）を教育委員会に提出し、使用承認書（第6号様式）を受けなければならない。

2 会議室等の使用申請の受付期間及び使用日数は、別表第3に定める区分によるものとする。

(損害賠償)

第18条 図書館資料を紛失し、又は著しく破損した者は、現品又は相当の代価をもって賠償しなければならない。

(委任)

第19条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が別に定める。

別表第1（第6条の3関係）

個人貸出しを受けられる図書以外の資料の数量及び期間

種別	貸出数量	貸出期間
録音図書	1回につき一般図書に換算して 10冊相当数以内	貸し出した日から2週間以内
さわる絵本	1回につき10冊以内	
コンパクトディスク カセットテープ ビデオテープ デジタルヴァーサタイル	1回につき合わせて3点以内	

ディスク		
電子書籍	1回につき2点以内	

別表第2（第14条関係）

郵送貸出しを受けられる図書館資料の数量及び期間

種別	貸出数量	貸出期間
図書	1回につき一般図書に換算して 10冊相当数以内	貸し出した日から16日以内
録音図書	1回につき一般図書に換算して 10冊相当数以内	
さわる絵本	1回につき10冊以内	
コンパクトディスク カセットテープ ビデオテープ デジタルヴァーサスタイル ディスク	1回につき合わせて3点以内	

別表第3（第17条関係）

会議室等使用申請受付期間及び使用日数

種別	申請受付期間	使用日数
第1会議室 第2会議室 おはなしの部屋	随時	1日以内
第1展示室 第2展示室	第1・第2展示室を合同で使用する場合は、使用しようとする日（以下「使用予定日」という。）の属する月の10月前の初日から使用予定日前3日まで。ただし、一展示室のみで使用する場合は、使用予定日の属する月の3月前の初日から使用予定日前日まで。	7日以内
視聴覚ホール	使用予定日の属する月の3月前の初日から使用予定日前3日まで。	1日以内

[附則・様式省略]

7 八王子市図書館資料館外個人貸出しに関する要綱

平成19年7月1日施行
令和3年10月18日最終改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、八王子市図書館条例施行規則（昭和59年教育委員会規則第8号。以下「規則」という。）第6条の2に定める館外個人貸出しの登録手続き、第6条の3に定める館外個人貸出しの期間及び第9条に定める館外個人貸出しの制限について必要な事項を定めるものとする。

(館外個人貸出しの登録及び更新)

第2条 規則第6条の2第1項にいう確認書類とは次のいずれかとする。

(1) 八王子市内（以下「市内」という。）又は図書館の相互利用に関する協定を結んだ市に居住する者として登録を受けようとする者。

ア 運転免許証

イ 国民健康保険被保険者証及びそれに類する書類

ウ 旅券

エ 学生証、生徒手帳及びそれらに類する書類（登録を受けようとする者の住所の記載のあるもの）

オ 住民基本台帳カード（登録を受けようとする者の住所の記載のあるもの）

カ 外国人登録証、外国人登録証明書

キ 身体障害者手帳、愛の手帳及び精神障害者保健福祉手帳

ク 住民票の写し

ケ その他八王子市教育委員会事務局処務規則（昭和42年教育委員会規則第6号）第4条に定める館長（以下「館長」という。）が認める書類

(2) 市内に通勤する者として登録を受けようとする者。

前号の書類に加え、次の書類とする。ただし、当該書類に登録を受けようとする者の住所が記載されている場合には、前号の書類は省略することができる。

ア 社員証及びそれに類する書類

イ その他館長が認める書類

(3) 市内に通学する者として登録を受けようとする者

第1号の書類に加え、次の書類とする。ただし、当該書類に登録を受けようとする者の住所が記載されている場合には、第1号の書類は省略することができる。

ア 学生証、生徒手帳及びそれらに類する書類

イ その他館長が認める書類

(貸出期間の延長)

第3条 教育委員会は図書館資料の個人貸出しを受けた者から貸出期間内に貸出期間の延長の申出があったときは、各図書館資料につき1回、当該申出の日から2週間以内の間で（申出を受けた図書館が規則第4条の規定により末日に休館するときは次の当該図書館の開館日ま

で) 貸出期間を延長することができる。

(貸出制限)

第4条 教育委員会は、図書館資料の個人貸出しを受けた者が、貸出し期間満了後1月を超えて貸出し資料を返納しない場合は、その者に対し、新たに図書館資料の貸出しを行わない。

2 教育委員会は次の各号のいずれかに該当したときは、貸出し制限を解除するものとする。

(1)貸出し制限を受けることになった資料を全て返納したとき。

(2)貸出し制限を受けることになった資料の弁償が完了したとき。

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は生涯学習スポーツ部長が別に定める。

[附則等省略]

8 八王子市図書館資料収集要綱

平成6年4月1日施行
令和4年5月1日最終改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、八王子市図書館条例(昭和59年八王子市条例第35号)及び八王子市図書館条例施行規則(昭和59年教育委員会規則第8号)に定める事業を円滑に行うため、図書館資料の収集に関して必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 図書館資料は、公共図書館の役割、都立図書館、大学図書館及び国会図書館との役割分担のほか、変動する社会の動向などを踏まえ、市民の資料要求が十分反映された蔵書構成を目指し、市民の学習、教養、調査研究、趣味・娯楽などに資する資料を幅広く収集する。

2 図書館資料の収集に当たっては、次に掲げる点に留意する。

- (1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- (2) あらゆる思想、信条、学説、宗教に対して、公平に収集し、著者の思想的、宗教的、政治的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
- (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
- (4) 個人、組織、団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、糾弾をおそれて自己規制をしない。
- (5) 一部の市民の資料要求だけでなく、広範な市民、潜在している市民、将来想定される市民のためリクエスト、レファレンスや社会情勢の把握に努め、収集の参考にする。

3 図書館資料の収集は、次に掲げる考え方に基づくものとする。

- (1) 国内で刊行された資料を中心に収集するほか、電子書籍や視聴覚資料など資料の特性を生かしたものや、日本語以外の言語の資料もできるだけ幅広く、総合的に収集する。
- (2) 基本的、入門的な資料の収集を優先するとともに、専門的資料を含め、全分野にわたり幅広く収集する。
- (3) 各分野の蔵書構成、未所蔵資料、欠本の補充、その他著者、発行所、内容、書誌的価値、形態など必要事項について調査検討し、図書館での利用状況を十分に予測し、収集に努める。
- (4) 他の公立図書館及び都立図書館の蔵書も考慮して収集する。
- (5) 利用が集中し、又は集中することが予想される資料については、複数を収集する。
- (6) 八王子市に関する資料、八王子市行政資料、八王子市内で刊行された資料及び八王子市にゆかりのある著者の著作などの八王子関連資料は、積極的に収集する。
- (7) 児童図書については、子どもの特性を考慮し、収集する。
- (8) 購入のみならず、寄贈、配布等の手段を必要に応じて活用し、迅速、的確な方法で収集する。

(収集する資料の種類)

第3条 収集する図書館資料の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 図書資料（一般図書、児童図書、参考図書、外国語図書）
- (2) 逐次刊行物（雑誌、新聞）
- (3) 官公庁出版物
- (4) 郷土資料（行政資料を含む。）
- (5) 視聴覚資料（CD、DVDなど）
- (6) 視覚障害者資料(点字資料、録音資料)
- (7) 電子書籍
- (8) その他（マイクロフィルム、CD-ROM、新聞データベースなど）

(各図書館の収集内容)

第4条 各図書館で収集する図書館資料は、次に掲げる表の中で○印がある資料とする。

	(1) 図書資料	(2) 逐次刊行物	(3) 官公庁出版物	(4) 郷土資料	(5) 視聴覚資料	(6) 視覚障害者資料	(7) 電子書籍	(8) その他
中央図書館	○	○	○	○	○	○	○	○
生涯学習センター図書館	○	○	○	○	○			○
南大沢図書館	○	○	○	○	○			
川口図書館	○	○	○	○	○			
由木中央市民センター図書館	○		○	○				
恩方市民センター図書館	○	○	○	○				
由井市民センターみなみ野図書館	○		○	○				
北野市民センター図書館	○	○	○	○				
石川市民センター図書館	○		○	○				
憩いライブラリ	○	○	○	○	○			○

2 図書資料の収集については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 中央図書館では、日本十進分類法（NDC）の第1次区分表に則り0総記・1哲学・2歴史・7芸術・8言語・9文学の収集に努める。
- (2) 生涯学習センター図書館では、0総記・3社会科学・4自然科学・5技術・6産業のほか外国語資料の収集に努める。
- (3) 憩いライブラリでは、集いの拠点の「次代を担う子どもや子育て世代が気軽に楽しく読書に親しみ、交流できる空間」という特性を踏まえ、「憩いライブラリ管理運営方針」6

－ (2) イ蔵書構成に準じた資料の収集に努める。

(4) 上記以外の図書館では、外国語資料を除き、偏りなく収集する。

(資料種類別収集方針)

第5条 資料種類別の収集方針は、次に掲げるとおりとする。

(1) 図書資料

ア 一般図書

市民の学習、調査研究、趣味・娯楽などに役立てるため、市民の要求を参考に、蔵書構成や、個々の内容・利用価値を考え、基礎的・入門的な図書から、必要に応じて専門的な図書まで、大活字で書かれた図書を含め、各分野にわたり幅広く収集する。ただし、次に掲げる図書については、内容を十分考慮して選択する。

(ア) 極めて高度な専門書、学術書

(イ) 学習参考書、各種試験問題集、テキスト類（教科書を除く。）

(ウ) 類似的なものが多数出版されている実用書、娯楽書

(エ) 極めて特殊な領域に属するもの

(オ) 利用者又は利用が極めて限られているもの

(カ) 他の公共図書館及び都立図書館を通じて提供できるもの

イ 児童図書

幼児・児童・生徒が読書を通じて、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けるために、できる限り質の高い資料について、個人の趣味や読書力に応じたものに出会えるように、学習・教養・娯楽など各分野にわたり幅広く収集する。

ウ 参考図書

市民の一般的な調査研究のために必要となる事典、辞典、年鑑、目録、書誌、地図については、幅広く体系的に収集する。

エ 外国語図書

世界で広く使われている英語をはじめ、中国語、韓国語や朝鮮語で書かれたものを中心に、次に掲げる資料を収集する。

(ア) 外国語による情報提供の充実及び多文化理解に役立つ資料

(イ) 日本の文化や伝統を紹介する図書

(ウ) 居住する外国人の娯楽や生活に役立つ資料

(エ) 日本で話題になった図書の原書や海外で評価を受けている資料で、市民の要求の高いもの

(2) 逐次刊行物

ア 雑誌

国内で刊行された、全分野にわたり、基本的な雑誌を中心に、児童・青少年向けのものも含め、幅広く収集する。そのために各館での分担収集に努める。ただし、漫画雑誌は、収集しない。

イ 新聞

国内発行の主要全国紙を中心に、児童・青少年向けのものを含め、幅広く収集する。

(3) 官公庁出版物

政府諸機関等公的機関が発行する資料については、主要なものを収集する。

(4) 郷土資料

郷土八王子を理解し、その文化・歴史を次の世代に継承するため、八王子市の歴史・自然・産業・文化に関する資料や、市民が身近な生活情報を得、市政への参加に資する行政資料・市刊行物は、積極的、網羅的に収集する。

(5) 視聴覚資料

活字以外のメディアに対する市民の要求に応え、教養・文化・趣味・娯楽に役立つ次に掲げる資料は、収集する。

ア 映像資料は、あらゆる世代の要求に応えられるように、幅広い分野の資料の収集に努める。

イ 録音資料は、クラシック、軽音楽、邦楽など、全分野にわたり幅広く収集する。

(6) 視覚障害者資料

視覚障害その他の障害により図書館資料をそのままでは利用することが困難な方向け資料は、できるだけ収集又は製作する。

(7) 電子書籍

高齢者や障害者等に配慮した読み上げ機能など、電子書籍の特性を踏まえ、市民ニーズに対応した資料を幅広く収集する。

(8) その他

マイクロフィルム、CD-ROM、オンラインデータベースは、必要に応じて収集し活用する。

(資料の選定)

第6条 図書館資料の選定及び基準については、別に定める「八王子市図書館資料選定実施要領」及び「八王子市憩いライブラリ漫画資料選定実施要領」による。

(蔵書の更新・除籍)

第7条 図書館資料は、別に定める八王子市図書館資料除籍実施要領の規定に基づき除籍を行い、図書館の蔵書構成を適切な状態に維持するように努めるとともに、必要な場合は補充する。

(その他)

第8条 この要綱の実施について必要な事項は、生涯学習スポーツ部長が別に定める。

[附則省略]

9 八王子市図書館資料の予約及びリクエストに関する要綱

平成30年10月1日施行
令和4年4月1日最終改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、八王子市図書館条例（昭和59年八王子市条例第35号）及び八王子市図書館条例施行規則（昭和59年教育委員会規則第8号）に定めるもののほか、図書館資料（電子書籍を除く。以下同じ。）の予約及びリクエストについて必要な事項を定めるものとする。

(予約)

第2条 登録者は、図書館資料が貸し出されている等のために直ちに利用できない場合に、図書館が所蔵する資料（貸出禁止資料及び団体貸出用図書を除く。）の貸出しの予約（以下「予約」という。）をすることができる。

2 予約をしようとする者は、予約・リクエスト申込書（様式）によるほか、電話、図書館利用者端末、インターネットにより、受取場所を指定して行わなければならない。

3 前項の場合において、受取場所を地区図書室に指定するときは、予約・リクエスト申込書又は電話によらなければならない。

(予約者への連絡)

第3条 予約資料の利用が可能になったときは、予約をした者（以下「予約者」という。）へ電子メールにより連絡する。ただし、予約者から連絡不要の申し出があったときは、この限りでない。

2 前項の場合において、受取場所を地区図書室に指定した予約者へ連絡するときは、電話又は電子メールによるものとする。

(予約の取消し)

第4条 前条の規定による連絡後14日（休館日を含む。）を経過しても予約者が予約資料を受け取らないときは、当該予約を取り消したものとみなす。

(予約資料の督促)

第5条 予約資料が貸出中の場合において、当該資料が返却期限を過ぎても返却されないときは、直ちに督促するものとする。

(リクエスト)

第6条 市内に居住、通勤又は通学する登録者は、図書館が所蔵しない資料の提供を求めること（以下「リクエスト」という。）ができる。

2 リクエストをしようとする者は、予約・リクエスト申込書、電話又は電子申請により、受取場所を指定してリクエストを行わなければならない。ただし、電子申請による場合は発売済みの図書に限る。

3 前項の場合において、受取場所を地区図書室に指定するときは、予約・リクエスト申込書又は電話によらなければならない。

4 リクエスト資料の購入の可否又は八王子市図書館以外の図書館からの借受け等の可否につ

いては、図書館課長が決定する。

(リクエスト者への連絡)

第7条 リクエスト資料の利用が可能となったときは、リクエストをした者（以下「リクエスト者」という。）へ電子メールにより連絡する。ただし、リクエスト者から連絡不要の申し出があったときは、この限りでない。

2 前項の場合において、受取場所を地区図書室に指定したリクエスト者へ連絡するときは、電話又は電子メールによるものとする。

(リクエストの取消し)

第8条 前条第2項の規定による連絡後14日（休館日を含む。）を経過してもリクエスト者がリクエスト資料を受け取らないときは、当該リクエストを取り消したものとみなす。

(予約及びリクエストの数量)

第9条 予約及びリクエストができる資料の数量は、別表に定めるとおりとする。

[附則省略]

別表（第9条関係）

予約及びリクエストができる数量

予約・リクエストの方法	資料の種類	1日当たりの数量	総数
窓口（地区図書室を除く。）	図書・雑誌	10冊以内	合計で30冊、 10点以内
	視聴覚資料	3点以内	
電話	図書・雑誌	3冊以内	
	視聴覚資料	3点以内	
インターネット・ 図書館利用者端末	図書・雑誌	30冊以内	
	視聴覚資料	10点以内	
地区図書室窓口	図書	5冊以内	
電子申請	図書（未所蔵かつ発売済のみ）	1冊以内	

様式（第2条、第6条関係）

予約・リクエスト申込書

カード番号		受取場所	
名前			
連絡方法			
書名		出版年	
著者		出版社	
備考			
図書館使用欄			

10 八王子市図書館資料宅配事業実施要綱

平成15年4月1日施行
令和3年10月18日最終改正

第1 目的

この要綱は、八王子市図書館条例施行規則（昭和59年教育委員会規則第8号。以下「規則」という。）第2条(1)コ及び(2)キに基づき、八王子市図書館（以下「図書館」という。）への来館が困難な市民に対し自宅配本（以下「宅配」という。）することにより、障害者等の図書館利用の増進を図ることを目的とする。

第2 対象者

市内在住の高齢による寝たきりや身体の障害によって図書館に来館できない者又は著しく困難な者とする。

第3 利用者登録

本事業による宅配を利用しようとする者は、あらかじめ別に定める様式に基づき登録をするものとする。

第4 貸出冊数及び期間

貸出冊数は、規則第6条の3第2項の定めるところにより、また貸出期間は、第4項により4週間以内とする。

第5 宅配ボランティア

本事業を実施するため宅配ボランティア（以下「ボランティア」という。）を登録する。

(1) ボランティアは八王子市に在住し、継続的に活動できる者で18歳以上とする。

(2) ボランティアの登録期間は1年間とし、必要に応じて更新することができる。

第6 保険加入

ボランティアの業務中の事故に備え、あらかじめボランティア保険等への加入手続きをするものとする。

第7 守秘義務

ボランティアは、利用者のプライバシーを守り、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、ボランティア終了後も同様とする。

第8 研修

図書館はボランティアを登録するにあたり、宅配の目的や守秘義務（プライバシーの保護等）について研修を行う。

第9 委任

この要綱の実施について必要な事項は、生涯学習スポーツ部長が別に定める。

[附則省略]

11 八王子市図書館対面朗読事業実施要綱

平成23年4月1日施行
令和3年10月18日最終改正

(目的)

第1条

この要綱は、八王子市図書館条例施行規則（昭和59年八王子市教育委員会規則第8号）第2条第1号コ及び第2号キに基づいて、八王子市図書館（以下「図書館」という。）の資料等をそのままでは利用することが困難な障害者等に対して、対面朗読を行うことにより図書館利用の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条

対面朗読の対象者は次の者をいう。

- 1 視覚障害者。
- 2 その他図書資料をそのままでは利用することが困難な者。

(対面朗読の資料)

第3条

対面朗読に用いる資料は次のものをいう。

- 1 図書館の所蔵する図書資料等とする。
- 2 図書館利用者の所有する資料等とする。

(対面朗読者)

第4条

対面朗読者は東京都又は八王子市が主催する朗読のための研修を修了した者とする。

- 2 対面朗読者は朗読等の際知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(対面朗読の実施)

第5条

対面朗読を受けようとする者は、あらかじめ図書館に申し込むものとする。

- 2 対面朗読の実施場所は、原則として図書館の対面朗読室とする。
- 3 対面朗読は、主に協力者が行うものとする。

(委任)

第6条

この要綱の実施について必要な事項は、生涯学習スポーツ部長が別に定める。

[附則省略]

12 八王子市図書館音訳資料作成事業実施要綱

平成23年4月1日施行
令和3年10月18日最終改正

(目的)

第1条

この要綱は、著作権法37条および八王子市図書館条例施行規則（昭和59年八王子市教育委員会規則第8号）第2条第1号コに基づいて、八王子市図書館（以下「図書館」という。）の資料等を利用することがそのままでは困難な障害者等に対して、音訳資料を作成し提供することにより図書館利用の増進を図ることを目的とする。

(音訳資料)

第2条

図書館の音訳資料は次のものをいう。

- (1) 図書館の発行する障害者向けの雑誌類を音訳したテープ図書・DAISY図書として作成したもの。
- (2) 図書館の発行する障害者向けの地域資料を音訳したテープ図書・DAISY図書として作成したもの。
- (3) 障害者から依頼を受けて作成したテープ図書・DAISY図書で図書館所蔵としたもの。

(音訳資料の作成基準)

第3条

音訳資料の作成にあたっては、別に定める「録音順序マニュアル（テープ図書・DAISY図書）」に基づくものとし、雑誌類等については図書館の指示により作成するものとする。

(音訳資料の作成)

第4条

図書館は音訳資料の作成にあたっては、次の手順によって行うものとする。

(1) 音訳資料の選定

音訳する資料については、広く市民利用者に供するもので、図書館所蔵に相応しいものとする。

(2) 音訳資料の作成者

音訳資料を作成するにあたっては、東京都あるいは八王子市の主催する朗読（音訳）のための研修を修了した者で、図書館に登録した者とする。

(その他)

第5条

この要綱の実施について必要な事項は、生涯学習スポーツ部長が別に定める。

[附則省略]

13 八王子市図書館点訳資料作成事業実施要綱

平成24年4月1日施行
令和3年10月18日最終改正

(目的)

第1条

この要綱は、著作権法37条および八王子市図書館条例施行規則（昭和59年八王子市教育委員会規則第8号）第2条第1号コに基づいて、八王子市図書館（以下「図書館」という。）の資料等を利用することがそのままでは困難な障害者等に対して、点訳資料を作成し提供することにより図書館利用の増進を図ることを目的とする。

(点訳資料)

第2条

図書館の作成する点訳資料は次のものをいう。

- (1) 図書館の点字図書資料として収集するため作成するもの。
- (2) 図書館の発行する利用案内、新着図書案内、パンフレット等を点訳し作成したもの。

(点訳資料の作成基準)

第3条

点訳資料の作成にあたっては、別に定める作成基準に基づき、図書館の指示により作成するものとする。

(点訳資料の作成)

第4条

図書館は点訳資料の作成にあたっては、次の手順によって行うものとする。

(1) 点訳資料の選定

点訳する資料については、広く市民利用者に供するもので、図書館所蔵に相応しいものとする。

(2) 点訳者

点訳資料を作成するにあたっては、東京都あるいは八王子市の主催する点訳のための研修、またはこれに類する研修を修了し、図書館に登録した者とする。

(その他)

第5条

この要綱の実施について必要な事項は、生涯学習スポーツ部長が別に定める。

[附則省略]

14 八王子市高齢者施設読書活動支援事業実施要綱

平成30年4月1日施行
令和4年4月1日最終改正

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市図書館条例施行規則(昭和59年八王子市教育委員会規則第8号)第2条第1項第1号イに基づき、八王子市図書館(以下「図書館」という)への来館が困難な社会福祉施設の入居者に対し図書館が訪問すること、又は民間が運営する高齢者施設への団体貸出をすることにより、本を読める環境づくりに寄与することを目的とする。

(対象施設)

第2条 この事業は、市内の老人福祉施設及び民間(有料)老人ホームを対象施設とする。

(事業内容)

第3条 この事業は、図書館が対象施設に配本するために訪問し読み聞かせ等を行うほか、施設への団体貸出しなど必要な事業を行う。

(実施体制)

第4条 この事業は、図書館、ボランティア及び対象施設が協働して実施する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、図書館課長が別に定める。

[附則省略]

15 八王子市ブックスタート事業実施要綱

平成20年4月1日施行
令和3年10月18日最終改正

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市図書館条例施行規則（昭和59年八王子市教育委員会規則第8号）第2条第1号コ及び第2号キに基づいて、地域の赤ちゃんに本と出会い、親しむ機会を贈るとともに、子育てに役立つ情報を伝え、親と子のふれあいのひとときを応援するブックスタート事業（以下「事業」という。）を実施することにより、赤ちゃんが健やかに育ち、またその保護者が安心して子育てができる環境づくりに寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業は、満3か月を超え、満6か月に達しない乳児（以下「乳児」という。）を対象とする。

(実施場所)

第3条 この事業の実施場所は、大横保健福祉センター等で行う乳幼児健康診査会場とする。

(事業内容)

第4条 この事業は、乳幼児健康診査時の幼児に対して、絵本の読み聞かせとわらべうたの実演を行い、乳児に絵本、わらべうたDVD、子育てに役立つ情報冊子等の入ったブックスタートパックを贈る。

(ボランティア)

第5条 この事業を実施するため、次に掲げる要件を満たす者をブックスタートボランティア（以下「ボランティア」という。）として登録する。

- (1) 赤ちゃんと本に愛情のある者とする。
- (2) 八王子市に在住し、継続的に活動できる18歳以上の者とする。

(実施体制)

第6条 この事業は、図書館、保健福祉センター、子ども家庭支援センターが子育て支援に連携し、ボランティアと協働して実施する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、生涯学習スポーツ部長が別に定める。

[附則省略]

16 八王子市ブックスタートバッグの無償提供に関する実施要綱

平成25年4月1日施行

改正 令和3年10月18日

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市図書館（以下「本市」という。）が実施するブックスタート事業の際、第2子以降の乳児及びその保護者に対するブックスタートバッグの無償提供に関し、絵本等の持ち帰りの際の負担軽減及び市の経費削減を図ることにより、市民サービスの向上に資することを目的とする。

(対象物)

第2条 無償提供の対象となる広告入りブックスタートバッグは、次に掲げるものとする。

(1) ブックスタートバッグ

- ・ 大きさ A4規格で、ブックスタートで配布する絵本等の配布物が入ること。
- ・ 素材 耐久性及び耐水性があるもの

(広告物)

第3条 ブックスタートバッグ配布の際、一緒に配布する広告物は、次に掲げるものとする。

- (1) 八王子市の印刷物等に掲載する広告の取扱いに関する要綱に基づくものであること。
- (2) 事前に本市と調整し、審査を経たものであること。
- (3) 納品配送料は、広告物提供者の負担とする。

(数量)

第4条 配布数量は、本市の定める数量とする。

(期間)

第5条 配布期間は、現年4月1日から翌年3月31日までの単年度とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、生涯学習スポーツ部長が別に定めることとする。

[附則省略]

17 八王子市図書館電子書籍の利用に関する要綱

平成30年4月1日施行
令和3年10月18日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、八王子市図書館条例(昭和59年八王子市条例第35号)及び八王子市図書館条例施行規則(昭和59年教育委員会規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、電子書籍サービスの利用に関して必要な事項を定めるものとする。

(利用資格)

第2条 電子書籍を利用できる者は、規則第6条の規定に基づき、市内に居住、通勤又は通学する者とする。

(利用方法)

第3条 電子書籍の利用は、インターネットにより行うものとする。

(個人貸出し)

第4条 同時に個人貸出しを受けることのできる電子書籍は、規則第6条の3第3項の規定に基づき、2点を限度とし、その貸出し期間は2週間以内とする。

(返納)

第5条 個人貸出しされた電子書籍は、その貸出し期間が満了したときは、自動で返納されるものとする。

2 前項の場合においては、電子メールにより通知を行う。

(予約)

第6条 電子書籍が貸し出されている等のために直ちに利用できない場合に、電子書籍の貸出しの予約(以下「予約」という。)をすることができる。

2 同時に予約できる電子書籍の数量は、2点以内とする。

3 予約資料の利用が可能になったときは、電子メールにより通知を行う。

(予約の取消し)

第7条 前条第3項の規定による通知の翌日から2日を経過しても予約資料の利用がないときは、当該予約を取り消したものとみなす。

(業務の休止)

第8条 電子書籍の利用に係る保守点検等、生涯学習スポーツ部長が必要と認めた場合には、電子書籍業務の全部又は一部を休止することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、生涯学習スポーツ部長が別に定める。

[附則省略]

18 八王子市3歳児健康診査での読み聞かせの事業実施要綱

平成23年6月1日施行
令和3年10月18日最終改正

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市図書館条例施行規則（昭和59年八王子市教育委員会規則第8号）第2条第1号コ及び第2号キに基づき、3歳児健康診査で読み聞かせ事業（以下「事業」という。）を実施することにより、絵本、紙芝居及びおはなしなど（以下「絵本」という。）を楽しむことを親子で体験し、家庭での実践へつなげるとともに、読書に関する情報を提供することで、家庭での読書環境の充実を図る。

また、0歳児で実施しているブックスタート事業のフォローアップ事業として位置付け、絵本等の読み聞かせを、親子のコミュニケーションの醸成に役立ててもらうことを目的とする。

(対象者)

第2条 本事業の対象者は、満3歳を超えた幼児とし、3歳児健康診査時の機会をとらえ実施する。

(実施場所)

第3条 本事業の実施場所は、八王子市保健福祉センターが実施する3歳児健康診査会場とする。

(事業内容)

第4条 本事業は、3歳児健康診査時の幼児に対して、問診の待ち時間等を利用し、絵本等の読み聞かせを行う。

(実施体制)

第5条 本事業の実施は、八王子市図書館及び八王子保健福祉センターが連携し、ボランティアと協働して実施する。

(ボランティア)

第6条 本事業を実施するため、3歳児健康診査での読み聞かせ事業ボランティア（以下「ボランティア」という。）を登録する。

(1) ボランティアは、八王子市在住または在勤とし、継続的に活動できるもので18歳以上とする。

(2) ボランティアの登録期間は1年間とし、必要に応じて更新することができる。

(3) ボランティア活動中の事故に備え、あらかじめボランティア保険への加入手続きを行う。

(その他)

第7条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は、生涯学習スポーツ部長が別に定める。

[附則省略]

八王子市の図書館 2022

令和4年度（2022年度）図書館概要

発行日 令和4年（2022年）9月

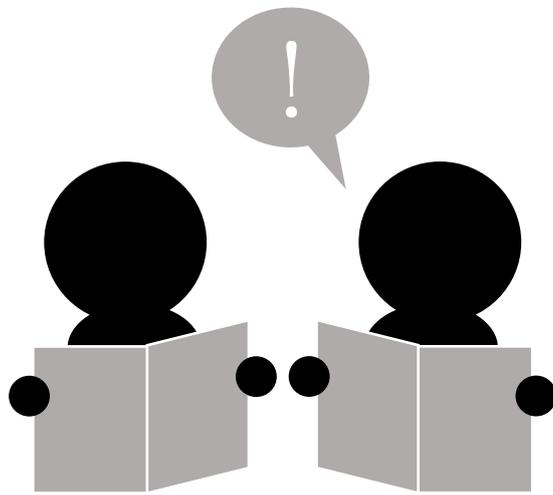
発行 八王子市

編集 八王子市教育委員会生涯学習スポーツ部図書館課
〒193-0835 東京都八王子市千人町三丁目3番6号

電話 042-664-4321

F A X 042-662-2789

Eメール b321900@city.hachioji.tokyo.jp



HACHIOJI LIBRARY 2022